

令和4(2022)年度第3回行政改革推進委員会 次第

と き:令和5(2023)年2月24日(金)

午後2時から

ところ:6階601・602会議室

1 あいさつ

2 協議事項

受益者負担の見直しに関する基本方針について 【資料1-1】～【資料1-6】

令和5年度「行政改革(受益者負担見直し)」スケジュール

- 1 近隣市町村に料金算定方法等の調査(令和5年1月)
「受益者負担の見直しの基本方針(案)」の作成(令和5年1月)
- 2 R4第3回行政改革推進本部会議での審議(令和5年2月8日)
- 3 R4第3回行政改革推進委員会(附属機関)での審議(令和5年2月24日)
議題 受益者負担の見直しの基本方針(案)について

※ 基本方針承認後、各課に見直し調査表作成依頼

調査表の取りまとめ及び改正案の作成(3~5月上旬)

- 4 R5第1回行政改革推進本部会議での審議(令和5年6月)
- 5 R5第1回行政改革推進委員会(附属機関)での審議(令和5年6月)
議題① アクションプラン取組状況報告(令和4年度実績)について
※ 決算前のため、収納率等は推計値での報告
議題② 受益者負担の見直し(中間報告)について

※ 中間報告後、各課調査票修正依頼

調査表の取りまとめ及び改正案の作成(6~7月中旬)

- 6 R5第2回行政改革推進本部会議での審議(令和5年8月)
- 7 R5第2回行政改革推進委員会での審議(令和5年8月)
議題 受益者負担の見直し(最終案)について
- 8 各課に受益者負担の条例改正を12月議会に提出するよう依頼(7の終了後)
- 9 12月議会において条例改正
- 10 広報みよし1月号と3月号及び市ホームページに掲載
(企画政策課にて一括)

前回見直しに対する質問・意見等への対応方法

No.	質問・意見等	今回での対応							
1	冷暖房設備使用料について								
	① <u>冷暖房設備の使用料を設定する施設の基準について「基本方針」内に記載すべき</u> ではないか。(令和元年度基本方針に記載なし)	<u>冷暖房設備使用料を別途設定する施設について明記する。</u> 「設備使用料を本来の施設使用料に含むことで利用者間の不均衡が生じ得る設備については、必要な費用の負担を施設使用料とは別で設備使用料を設定し、利用者に求めることができる」 ◆基本方針4ページ【使用料に関する特記事項】ア							
	② <u>冷暖房設備の使用料の算定方法について「基本方針」内に記載すべきではないか。</u> (令和元年度基本方針に記載なし)	<u>平均出力での計算とし、基本方針内に算定式を明記する。</u> 冷暖房設備使用料＝①冷暖房設備の平均出力で算出した1時間あたりの光熱費×設備の性質別負担割合 ◆基本方針4ページ(3)-1 照明設備・冷暖房設備使用料							
	③ <u>総合体育館卓球場は、同じ時間帯に違う団体が同時に使用することがあるため、冷暖房料金を別途設定することで「(冷暖房設備の料金を)払う・払わない」の不均衡が生じる。</u>	<u>総合体育館卓球場については、施設利用料の中に空調機器使用料を含める形に変更する。</u> (卓球場は利用時に冷暖房設備を使用している頻度が高く、利用者間で不均衡が生じる可能性が低いため) ◆基本方針8ページ「別表 使用料等に係る性質別負担割合」							
参考【令和元年度見直し後】	参考【令和5年度見直し後(案)】								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>冷暖房使用料別途設定の施設</th> <th>冷暖房使用料込の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 総合体育館アリーナ 総合体育館柔剣道場 <u>総合体育館卓球場</u> </td> <td>左記以外の施設</td> </tr> </tbody> </table>	冷暖房使用料別途設定の施設	冷暖房使用料込の施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館アリーナ 総合体育館柔剣道場 <u>総合体育館卓球場</u> 	左記以外の施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>冷暖房使用料別途設定の施設</th> <th>冷暖房使用料込の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 総合体育館アリーナ 総合体育館柔剣道場 </td> <td>左記以外の施設</td> </tr> </tbody> </table>	冷暖房使用料別途設定の施設	冷暖房使用料込の施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館アリーナ 総合体育館柔剣道場 	左記以外の施設
冷暖房使用料別途設定の施設	冷暖房使用料込の施設								
<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館アリーナ 総合体育館柔剣道場 <u>総合体育館卓球場</u> 	左記以外の施設								
冷暖房使用料別途設定の施設	冷暖房使用料込の施設								
<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館アリーナ 総合体育館柔剣道場 	左記以外の施設								

No.	質問・意見等 →回答	今回での対応							
2	照明施設使用料について								
	① <u>照明料金を施設使用料に含む施設の基準について「基本方針」内に記載すべきではないか。</u>	<u>照明設備使用料を別途設定する施設について明記する。</u> 「設備使用料を本来の施設使用料に含むことで利用者間の不均衡が生じ得る設備については、必要な費用の負担を施設使用料とは別で設備使用料を設定し、利用者に求めることができる」 ◆基本方針4 ページ【使用料に関する特記事項】ア							
	②他市町では施設使用料に夜間の照明使用料を含めて設定している自治体もあるため、検討いただきたい。	尾三地区、西三河地区の自治体、その他県内の市合計 38 団体を対象に「受益者負担状況調査」を実施。(37 団体が回答) 【照明料金の単独設定がない自治体】 3 自治体 【冷暖房料金の単独設定がない自治体】 8 自治体							
	③ <u>総合体育館アリーナ照明設備使用料は、大規模改修工事LED化に伴う見直し後、照明単価が安価となったため、照明施設使用料を別途支払う事務が煩雑に感じる。</u> (アリーナ半面 1 区分あたり施設使用料 6,880 円 1/4 灯 1 時間当たりの照明単価：40 円)	<u>総合体育館アリーナ照明設備使用料について、アリーナ施設使用料に含める形に変更する。</u> ◆基本方針8 ページ「別表 使用料等に係る性質別負担割合」							
参考【令和元年度見直し後】	参考【令和5年度見直し後(案)】								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>冷暖房使用料別途設定の施設</th> <th>冷暖房使用料込の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・屋外体育施設の照明施設 ・総合体育館(アリーナ)</td> <td>左記以外の施設</td> </tr> </tbody> </table>	冷暖房使用料別途設定の施設	冷暖房使用料込の施設	・屋外体育施設の照明施設 ・総合体育館(アリーナ)	左記以外の施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>冷暖房使用料別途設定の施設</th> <th>冷暖房使用料込の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・屋外体育施設の照明施設</td> <td>左記以外の施設</td> </tr> </tbody> </table>	冷暖房使用料別途設定の施設	冷暖房使用料込の施設	・屋外体育施設の照明施設	左記以外の施設
冷暖房使用料別途設定の施設	冷暖房使用料込の施設								
・屋外体育施設の照明施設 ・総合体育館(アリーナ)	左記以外の施設								
冷暖房使用料別途設定の施設	冷暖房使用料込の施設								
・屋外体育施設の照明施設	左記以外の施設								
3	修繕費の算入について								
	① <u>維持管理費として計上する大規模改修と修繕費の範囲の明確な基準について「基本方針」内に記載すべき</u> ではないか。 →基本方針内では明確な基準を記載していないが、予算編成時にあらかじめ修繕費として計上する費目を区分(修繕・工事、資産・資産外)しており、執行した経費を基に算定している。	<u>維持管理費として計上する修繕費の定義を整理し、記載する。</u> (「節11-細節13 修繕費(施設等)資産外」の科目において支出をするもの ※施設自体を延命するような修繕は除く) ◆基本方針4 ページ【使用料に関する特記事項】ア							

No.	質問・意見等 →回答	今回での対応
附属設備使用料(貸出備品)について		
4	①附属設備使用料の算定方法について「基本方針」内に記載すべきではないか。 →記載する。	<u>基本方針内に算定式を明記する。</u> 附属設備使用料＝(①設備購入費÷②耐用年数＋③人件費)÷年間最大使用回数×附属設備の性質別負担割合 ◆基本方針4 ページ(3)-2 附属設備使用料
	③耐用年数を過ぎても使用料の設定を続けているようだが良いか。 耐用年数を過ぎた備品は、償却期間内は定率法で減額し、償却後は一定の定額法により算定するなど対応してはどうか。	「受益者負担状況調査」結果(37団体が回答) 【本市と同様の算定方法】4自治体。その他自治体は算定方法の定義なし又は不明等が多い。 →他自治体の状況を鑑み、変更しない。
激変緩和措置の考え方について		
5	①算定結果が現行料金の150%を大幅に超えており、激変緩和措置が適用されている使用料については、算定料金相当に至るまで今後も増額が続くのか。また、下限設定はしないのか。 →基本方針に沿って適切な算定を行い、他市町の動向も踏まえつつ、基本方針に沿った改定を行う。	基本方針に沿って適切に算定を行った結果が高い料金となり、他市町等と著しく乖離する場合は調整を行うこともある。 また、激変緩和による下限設定をすることは、(算定した実際の金額よりも高い金額を徴収することになり)市民に必要経費以上の負担を強いることとなり得るため設定しない。
政策的に設定すべき使用料について		
6	①政策的に設定した使用料について ア 体育館のトレーニングの個人利用(健康寿命の延伸のためなど) イ 実際に令和元年では児童クラブ利用料を政策的に抑制している。 →次回見直しにおいて検討をする。	<u>政策的配慮を有するものについては特例的措置として使用料の減額又は免除をすることができる旨について規定する。</u> ◆基本方針5 ページ「6使用料の減額及び免除」
近隣市町を考慮する場合の基準について(新基本方針案5 ページ 7 その他考慮すべき事項-(1)近隣市町や民間との均衡)		
7	算定された使用料について、近隣市町との均衡を図るためという理由で変更する場合の明確な基準を設けるべき。 →本部会議及び推進委員会において、ケースごとに検討をする。次回見直しでは推進委員会に諮ることも踏まえ検討する。	算定をした結果、「近隣市町との均衡」を理由として料金を調整する項目については、令和5年度第1回行政改革推進本部会議及び推進委員会で諮り、審議をする。

No.	質問・意見等 →回答	今回での対応
8	<p>類似施設の料金統一について（新基本方針案5ページ 7 その他考慮すべき事項－(6)類似施設使用料の調整）</p> <p>①経費計算をする場合、施設が老朽化するほど一時的な修繕が増え、新しい施設ほど維持管理費は安価になるのが一般的である。一時的な修繕費算入による算出額不均衡に対応するため、<u>同様の用途で使用されている施設については、用途別区分の平均単価を導入し、使用料に差が生じないようにした方が良い。</u></p> <p>→維持管理に伴う修繕費の3年間平均値（大規模修繕工事や、施設の耐用年数を伸ばす修繕費は除く）から使用料を算定。算定後の使用料の増減額が10%未満の場合は、料金の年次変動が限定的と捉え、原則として現行使用料に据え置いている。</p> <p>【類似施設料金統施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート（令和元年度見直し時から適用） <p><u>令和5年度見直しにおいては、用途別区分の導入について委員の皆様にお聞きする。</u></p>	<p><u>類似施設使用料の調整について新たに記載。施設を用途別区分ごとに整理し、可能な施設については統一を行う。</u></p> <p>◆基本方針6ページ「7 その他考慮すべき事項」(6)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>類似施設統一の検討資料については、 委員会当日追加配布させていただきます。</p> </div>
9	<p>性質別負担割合について（新基本方針案7ページ 別表 使用料等に係る性質別負担割合）</p> <p>①<u>講座受講料について50%と100%の考え方を明記した方が良い。</u></p> <p>50%：学習のきっかけづくりとなるもの（初級講座）</p> <p>100%：趣味など自分への投資的なもの（中級・上級講座）</p> <p>（令和元年度の見直しについてはすべて50%）</p>	<p><u>講座受講料の考え方について、負担割合表に明記する。</u></p> <p>◆基本方針7ページ「別表 使用料等に係る性質別負担割合」</p>

令和元年度受益者負担の見直し一覧表【使用料】

令和4(2022)年度 第3回行政改革
推進委員会資料(R5.2.24)

資料1-3

区分	利用区分	基本針に基づく改定率 (%)	激変緩和措置	改定率の増減が10%未満 据置	R1改定前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	料金改定後 増減	現行料金 (円)	備考
1. みよし市立学校施設の利用に関する条例(学校教育課)										
※基本市民のみ利用可能。市外料金、子ども料金の規定なし。減免規定あり(教育委員会が認めた場合)										
(1)小学校運動場(8校) (99,816㎡) 通常利用者利用料(学校休業日)	9:00~12:00	50%			200	100	料金改定(基本方針通り)	↓	100	
	13:00~16:00	50%			200	100	料金改定(基本方針通り)		100	
	18:30~21:30	50%			200	100	料金改定(基本方針通り)		100	
(2)中学校運動場(4校) (74,909㎡)	9:00~12:00	50%			200	100	料金改定(基本方針通り)	↓	100	
	13:00~16:00	50%			200	100	料金改定(基本方針通り)		100	
	18:30~21:30	50%			200	100	料金改定(基本方針通り)		100	
(3)小学校体育館(8校) (7,426㎡)	9:00~12:00	104%		該当	460	460	料金据置(基本方針通り)	→	460	
	13:00~16:00	104%		該当	460	460	料金据置(基本方針通り)		460	
	18:30~21:30	104%		該当	460	460	料金据置(基本方針通り)		460	
(4)中学校体育館(4校) (5,221㎡)	9:00~12:00	106%		該当	640	640	料金据置(基本方針通り)	→	640	
	13:00~16:00	106%		該当	640	640	料金据置(基本方針通り)		640	
	18:30~21:30	106%		該当	640	640	料金据置(基本方針通り)		640	
(5)中学校武道場(4校) (1,739㎡)	9:00~12:00	73%			300	220	料金据置(その他理由)	→	300	前回料金改定(460円→300円)を実施しており、今回の端数処理前の計算結果(228円)は前回料金(216円)に比べ5.5%の増であり、近隣市町の変更もないことから、現行の300円を改定案とする。
	13:00~16:00	73%			300	220	料金据置(その他理由)		300	
	18:30~21:30	73%			300	220	料金据置(その他理由)		300	
2. 三好文化広場の設置及び管理に関する条例(協働推進課)										
※市外利用者2倍。減免規定あり(公益事業)。子ども料金の規定なし。										
明越会館										
多目的室 (72.54㎡)	全日				3,130			→	3,130	
	9:00~12:00	107%		該当	900	900	料金据置(基本方針通り)		900	
	13:00~17:00	108%		該当	1,190	1,190	料金据置(基本方針通り)		1,190	
	17:30~21:00	108%		該当	1,040	1,040	料金据置(基本方針通り)		1,040	
料理研修室 (72.54㎡)	全日				3,130			→	3,130	
	9:00~12:00	107%		該当	900	900	料金据置(基本方針通り)		900	
	13:00~17:00	108%		該当	1,190	1,190	料金据置(基本方針通り)		1,190	
	17:30~21:00	108%		該当	1,040	1,040	料金据置(基本方針通り)		1,040	
3. みよし市立老人憩いの家設置条例(長寿介護課)										
※利用者が60歳以上かつ老人の心身の健康農増進を図る場合は無料。市外料金、子ども料金の規定なし。										
老人憩いの家										
集会室及び和室 (1,857.68㎡)	1時間につき	115%			520	600	料金据置(その他理由)	→	520	老人憩いの家設置条例の使用料の規定により、60歳以上の市内在住者が老人憩いの家の設置目的により、利用する場合は無料とされていること及び使用料の発生した利用が平成20年度からないことから、受益者負担額を見直すことが困難なため、利用料金を現行料金に据え置くものとする。
	給湯室 (122.49㎡)	1時間につき	100%	該当	100	100	料金据置(基本方針通り)		100	
茶室及び図書室 (24.3㎡)	1時間につき	100%		該当	100	100	料金据置(基本方針通り)	100		
4. みよし市緑と花のセンター設置条例(緑と花のセンター)										
※市外利用者2倍。子ども料金の規定なし。減免規定あり(市長が認めた場合)										
緑と花のセンター										
研修室 (125㎡)	1時間につき	97%		該当	330	330	料金据置(基本方針通り)	→	330	明越会館との均衡を図るため据置きとする。
	調理加工室 (54.74㎡)	1時間につき	78%		180	140	料金据置(その他理由)		180	
ふれあい農園(一区間につき年額) (11,000㎡)	年額	153%	適用(150%)		8,000	12,000	料金据置(その他理由)	8,000	近隣市町との均衡(1㎡当たり320円)を図るため据置きとする。	
	バーベキュー施設(1卓) (237㎡)	1時間につき	100%	該当	100	100	料金据置(基本方針通り)	100		
ふれあいA広場 (5,840㎡)	1時間につき	109%		該当	1,320	1,320	料金据置(基本方針通り)	1,320		

区分	利用区分	基本針に基づく改定率 (%)	激変緩和措置	改定率の増減が10%未満 据置	R1改定前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	料金改定後 増減	現行料金 (円)	備考
----	------	-------------------	--------	--------------------	----------------------	-------------------	---------	-------------	-------------	----

5. みよし市コミュニティ広場設置条例(協働推進課)

※市外利用者2倍。子ども料金なし。地区の市民が利用の場合は減免。

(1)テニスコート

テニスコート(三好)クレー (1,225㎡)	1コート1時間につき	100%		該当	100	100	料金据置(基本方針通り)	→	100	
テニスコート(北部・南部) 全天候 (3,495㎡)	1コート1時間につき	50%			200	100	料金据置(その他理由)	→	200	スポーツ課が所管するテニスコート(三好公園、三好丘公園、三好丘陵公園)と同一料金である200円に据置くこととする。
テニスコート照明施設 (56.00㎡)	1コート1時間につき	96%		該当	450	450	料金据置(基本方針通り)	→	450	

(2)多目的広場

多目的広場(南部) (10,000㎡)	1時間につき	122%			180	220	料金改定(基本方針通り)	↑	220	
照明施設 (南部地区コミュニティ広場)	1時間につき	96%		該当	3,120	3,120	料金据置(基本方針通り)	→	3,120	
多目的広場(南部以外) (12,400㎡)	1時間につき	130%			100	130	料金改定(基本方針通り)	↑	130	
照明施設 (南部地区コミュニティ広場以外)	1時間につき	91%		該当	1,090	1,090	料金据置(基本方針通り)	→	1,090	

6. みよし市カリヨンハウス設置条例(サンネット)

※市外利用者2倍。減免規定あり(公益事業)。子ども料金の規定なし。

にぎわいプラザ

多目的室1 (72㎡)	9:00~13:00	97%		該当	1,520	1,520	料金据置(基本方針通り)	→	1,520	
	13:00~17:00	97%		該当	1,520	1,520	料金据置(基本方針通り)		1,520	
	17:00~21:00	97%		該当	1,520	1,520	料金据置(基本方針通り)		1,520	
多目的室2 (88㎡)	9:00~13:00	98%		該当	1,860	1,860	料金据置(基本方針通り)	→	1,860	
	13:00~17:00	98%		該当	1,860	1,860	料金据置(基本方針通り)		1,860	
	17:00~21:00	98%		該当	1,860	1,860	料金据置(基本方針通り)		1,860	
多目的室3 (64㎡)	9:00~13:00	98%		該当	1,350	1,350	料金据置(基本方針通り)	→	1,350	
	13:00~17:00	98%		該当	1,350	1,350	料金据置(基本方針通り)		1,350	
	17:00~21:00	98%		該当	1,350	1,350	料金据置(基本方針通り)		1,350	
音楽室 (22㎡)	9:00~13:00	98%		該当	460	460	料金据置(基本方針通り)	→	460	
	13:00~17:00	98%		該当	460	460	料金据置(基本方針通り)		460	
	17:00~21:00	98%		該当	460	460	料金据置(基本方針通り)		460	
イベント広場 (288㎡)	9:00~13:00	67%			750	500	料金改定(基本方針通り)	↓	500	
	13:00~17:00	67%			750	500	料金改定(基本方針通り)		500	
	17:00~21:00	67%			750	500	料金改定(基本方針通り)		500	

7. みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例(スポーツ課)

※市外利用者2倍。減免規定あり(公益上必要)。中学生以下利用1/2。

(1)旭グラウンド

グラウンド全面 (135,700㎡)	グラウンド全面	1時間につき	109%		4,530	4,530	料金据置(基本方針通り)	→	4,530	
	グラウンド半面	1時間につき	109%		2,260	2,260	料金据置(基本方針通り)		2,260	
夜間照明	全点灯	1時間につき	73%		7,500	5,490	料金改定(基本方針通り)	↓	5,490	
	半点灯	1時間につき	73%		6,000	4,390	料金改定(基本方針通り)		4,390	

(2)みよし市ゲートボール・グラウンドゴルフ場

ゲートボール・グラウンドゴルフ (4,556㎡)	ゲートボール1面	1時間につき	-	-	0	100	料金据置(その他理由)	→	0	1時間当りの使用料=7円であり、高齢者福祉の充実、健康増進のため0円とする。
	グラウンドゴルフ全面	1時間につき	-	-	0	100	料金据置(その他理由)		0	

区分	利用区分	基本針に基づく改定率 (%)	激変緩和措置	改定率の増減が10%未満 据置	R1改定前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	料金改定後 増減	現行料金 (円)	備考
(3)太陽の広場										
太陽の広場 (3,319㎡)	1時間につき	-	-		0	100	料金据置(その他理由)	→	0	1時間当りの使用料=69円であり、高齢者福祉の充実、健康増進のため0円とする。
(4)きたよしグラウンド										
きたよしグラウンド (730㎡)	1時間につき	91%		該当	430	430	料金据置(基本方針通り)	→	430	
8. みよし市都市公園条例(公園緑地課・スポーツ課)										
※市外利用者2倍。減免規定あり(公益上必要)。中学生以下利用1/2。スポーツ目的で入場料をとる場合2倍。スポーツ以外で利用する場合4倍。スポーツ以外で入場料をとる場合6倍。競技場準備の場合は1/3。										
(1)屋外体育施設使用料(三好公園、三好丘公園、三好丘桜公園、黒笹公園)										
野球場(三好公園) (13,000㎡)	1時間につき	82%			780	640	料金改定(基本方針通り)	↓	640	
照明施設(野球場)3H	1時間につき	65%			6,010	3,900	料金改定(基本方針通り)	↓	3,900	
陸上競技場(三好公園)	トラック	544%	適用(150%)		160	240	料金据置(その他理由)	→	160	他市との均衡により料金据置とする。
	フィールド	544%	適用(150%)		160	240	料金据置(その他理由)	→	160	
照明施設(陸上競技場) 3H	全灯	65%			3,430	2,230	料金改定(基本方針通り)	↓	2,230	
	半灯	65%			2,910	1,890	料金改定(基本方針通り)	↓	1,890	
弓道場(三好公園)	1時間につき	100%		該当	100	100	料金据置(基本方針通り)	→	100	
多目的広場(三好丘公園) (7,325㎡)	1時間につき	93%		該当	430	430	料金改定(その他理由)	↓	360	三好丘公園多目的広場は、三好丘桜公園多目的広場と同額にした。
多目的広場(三好丘桜公園) (12,042㎡)	1時間につき	84%			430	360	料金改定(基本方針通り)	↓	360	
テニスコート(三好公園) 6面	全天候	13%			200	100	料金据置(その他理由)	→	200	維持管理費が面積按分により算定されるが、野球場、陸上競技場の面積が大きく、面積の小さい弓道場、テニスコートの維持管理費が少額となってしまうため、近隣市町と同等の改定案とした。
照明施設(三好公園テニスコート)2H	1時間につき	40%			450	180	料金据置(その他理由)	→	450	市内のコミュニティ施設照明使用料と同額の450円に据置とした。
テニスコート(三好丘公園) ハード(2面) 全天候	1時間につき	130%			200	260	料金据置(その他理由)	→	200	テニスコート料金については、三好公園テニスコート、三好丘公園テニスコート、三好丘桜公園テニスコートと同額とし、近隣市町と同等の改定案とした。
テニスコート(三好丘桜公園) 2面 ハード	1時間につき	90%			200	180	料金据置(その他理由)	→	200	
多目的広場(黒笹公園) (7,930㎡)	1時間につき	105%		該当	210	210	料金据置(基本方針通り)	→	210	
照明施設(黒笹公園)3H	全灯	62%			2,860	1,780	料金改定(基本方針通り)	↓	1,780	
(2)総合体育館使用料										
競技場(アリーナ全面) (1,615㎡)	9:00~13:00	108%		該当	6,890	6,890	料金改定(その他理由)	↓	6,880	小人料金適用となると端数がでてしまい、窓口事務処理上支障をきたすため、改定率から算出した計算料金を改定案では調整することとし、半面利用金額から算定した。
	13:00~17:00	108%		該当	6,890	6,890	料金改定(その他理由)	↓	6,880	
	17:00~21:00	108%		該当	6,890	6,890	料金改定(その他理由)	↓	6,880	
競技場照明料(全面)	1時間につき1/4灯				300	310	R3 LED化に伴い改定	↓	80	アリーナ半面利用時の1/4灯の計算料金ベースで算定した。 R3LED化に伴い料金改定 ○改定前料金 1/4灯:300円 1/2灯:600円 全灯:1,200円
	1時間につき半灯				600	630	R3 LED化に伴い改定	↓	160	
	1時間につき全灯				1,200	1,270	R3 LED化に伴い改定	↓	320	
競技場(アリーナ半面) (808㎡)	9:00~13:00	108%		該当	3,440	3,440	料金据置(基本方針通り)	→	3,440	
	13:00~17:00	108%		該当	3,440	3,440	料金据置(基本方針通り)	→	3,440	
	17:00~21:00	108%		該当	3,440	3,440	料金据置(基本方針通り)	→	3,440	
競技場照明料(半面)	1時間につき1/4灯				150	150	R3 LED化に伴い改定	↓	40	1/4灯の計算料金ベースで算定した。 R3LED化に伴い料金改定 ○改定前料金 1/4灯:150円 1/2灯:300円 全灯:600円
	1時間につき半灯				300	310	R3 LED化に伴い改定	↓	80	
	1時間につき全灯				600	630	R3 LED化に伴い改定	↓	160	
剣道場 (480㎡)	9:00~13:00	91%		該当	2,440	2,440	料金据置(基本方針通り)	→	2,440	
	13:00~17:00	91%		該当	2,440	2,440	料金据置(基本方針通り)	→	2,440	
	17:00~21:00	91%		該当	2,440	2,440	料金据置(基本方針通り)	→	2,440	

区分	利用区分	基本針に基づく改定率 (%)	激変緩和措置	改定率の増減が10%未満 据置	R1改定前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	料金改定後 増減	現行料金 (円)	備考
柔道場 (480㎡)	9:00～13:00	91%		該当	2,440	2,440	料金据置(基本方針通り)	→	2,440	
	13:00～17:00	91%		該当	2,440	2,440	料金据置(基本方針通り)		2,440	
	17:00～21:00	91%		該当	2,440	2,440	料金据置(基本方針通り)		2,440	
卓球場(全面) (418㎡)	9:00～13:00	108%		該当	1,780	1,780	料金据置(基本方針通り)	→	1,780	
	13:00～17:00	108%		該当	1,780	1,780	料金据置(基本方針通り)		1,780	
	17:00～21:00	108%		該当	1,780	1,780	料金据置(基本方針通り)		1,780	
卓球場(半面) (209㎡)	9:00～13:00	108%		該当	890	890	料金据置(基本方針通り)	→	890	
	13:00～17:00	108%		該当	890	890	料金据置(基本方針通り)		890	
	17:00～21:00	108%		該当	890	890	料金据置(基本方針通り)		890	
ランニングコース (362㎡)	9:00～13:00	108%		該当	1,540	1,540	料金据置(基本方針通り)	→	1,540	
	13:00～17:00	108%		該当	1,540	1,540	料金据置(基本方針通り)		1,540	
	17:00～21:00	108%		該当	1,540	1,540	料金据置(基本方針通り)		1,540	
トレーニング室 (240㎡)	9:00～13:00	121%			5,040	6,120	料金改定(基本方針通り)	↑	6,120	
	13:00～17:00	121%			5,040	6,120	料金改定(基本方針通り)		6,120	
	17:00～21:00	121%			5,040	6,120	料金改定(基本方針通り)		6,120	
会議室(全面) (133㎡)	9:00～13:00	109%		該当	560	560	料金据置(基本方針通り)	→	560	
	13:00～17:00	109%		該当	560	560	料金据置(基本方針通り)		560	
	17:00～21:00	109%		該当	560	560	料金据置(基本方針通り)		560	
会議室(半面) (67㎡)	9:00～13:00	107%		該当	280	280	料金据置(基本方針通り)	→	280	
	13:00～17:00	107%		該当	280	280	料金据置(基本方針通り)		280	
	17:00～21:00	107%		該当	280	280	料金据置(基本方針通り)		280	
個人利用(午前・午後・夜間)	1回につき	115%		該当	140	140	料金据置(基本方針通り)	→	140	
個人利用(トレーニングルーム)	1回につき	132%			210	250	料金改定(基本方針通り)	↑	250	
(3)総合体育館(附属施設)使用料										
競技場冷暖房設備	1時間につき	57%			9,300	5,320	料金改定(その他理由)	↓	5,320	算定方法の見直しによる改定
柔道場・剣道場冷暖房設備	1時間につき	90%		該当	1,050	1,050	料金改定(その他理由)	↓	950	算定方法の見直しによる改定
	1時間につき	90%		該当	1,050	1,050	料金改定(その他理由)		950	
卓球場冷暖房設備	1時間につき	-	-	-	-	950	R4から新設	-	810	算定方法の見直しによる改定
(4)保田ヶ池センター使用料										
大集会室 (152㎡)	9:00～12:00	117%			1,000	1,170	料金改定(基本方針通り)	↑	1,170	
	13:00～17:00	117%			1,340	1,570	料金改定(基本方針通り)		1,570	
	17:30～21:00	117%			1,170	1,370	料金改定(基本方針通り)		1,370	
講習室 (42㎡)	9:00～12:00	119%			270	320	料金改定(基本方針通り)	↑	320	
	13:00～17:00	116%			370	430	料金改定(基本方針通り)		430	
	17:30～21:00	119%			320	380	料金改定(基本方針通り)		380	
和室 (29㎡)	9:00～12:00	116%			190	220	料金改定(基本方針通り)	↑	220	
	13:00～17:00	116%			250	290	料金改定(基本方針通り)		290	
	17:30～21:00	118%			220	260	料金改定(基本方針通り)		260	
(5)三好池カヌーセンター使用料										
第1研修室 (58㎡)	全日	105%		該当	740	740	料金据置(基本方針通り)	→	740	
	9:00～13:00	105%		該当	370	370	料金据置(基本方針通り)		370	
	13:00～17:00	105%		該当	370	370	料金据置(基本方針通り)		370	
第2研修室 (34㎡)	全日	107%		該当	420	420	料金据置(基本方針通り)	→	420	
	9:00～13:00	105%		該当	210	210	料金据置(基本方針通り)		210	
	13:00～17:00	105%		該当	210	210	料金据置(基本方針通り)		210	

区分	利用区分	基本針に基づく改定率 (%)	激変緩和措置	改定率の増減が10%未満 据置	R1改定前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	料金改定後 増減	現行料金 (円)	備考
第3研修室 (34㎡)	全日	107%		該当	420	420	料金据置(基本方針通り)	→	420	
	9:00～13:00	105%		該当	210	210	料金据置(基本方針通り)		210	
	13:00～17:00	105%		該当	210	210	料金据置(基本方針通り)		210	
宿泊(1室) (126㎡) 計2室								→		1時間あたりの全室の利用料と利用時間帯から算出した金額を相当金額とした。
	17:00～9:00	100%		該当	3,000	3,000	料金据置(その他理由)		3,000	

9. みよし市図書館学習交流プラザ設置条例(生涯学習推進課)
 ※市外利用者2倍。営利目的で利用する場合は2倍。減免規定あり(公益事業)。こども料金なし。

生涯学習センター使用料

研修室兼軽運動室1 (48.5㎡)	9:00～13:00	102%		該当	960	960	料金据置(基本方針通り)	→	960	
	13:00～17:00	102%		該当	960	960	料金据置(基本方針通り)		960	
	17:00～21:00	102%		該当	960	960	料金据置(基本方針通り)		960	
研修室兼軽運動室2 (59.5㎡)	9:00～13:00	101%		該当	1,190	1,190	料金据置(基本方針通り)	→	1,190	
	13:00～17:00	101%		該当	1,190	1,190	料金据置(基本方針通り)		1,190	
	17:00～21:00	101%		該当	1,190	1,190	料金据置(基本方針通り)		1,190	
研修室兼軽運動室3 (68㎡)	9:00～13:00	101%		該当	1,360	1,360	料金据置(基本方針通り)	→	1,360	
	13:00～17:00	101%		該当	1,360	1,360	料金据置(基本方針通り)		1,360	
	17:00～21:00	101%		該当	1,360	1,360	料金据置(基本方針通り)		1,360	
多目的室 (62.1㎡)	9:00～13:00	102%		該当	1,240	1,240	料金据置(基本方針通り)	→	1,240	
	13:00～17:00	102%		該当	1,240	1,240	料金据置(基本方針通り)		1,240	
	17:00～21:00	102%		該当	1,240	1,240	料金据置(基本方針通り)		1,240	
講座室兼音楽室1 (55.3㎡)	9:00～13:00	102%		該当	1,100	1,100	料金据置(基本方針通り)	→	1,100	
	13:00～17:00	102%		該当	1,100	1,100	料金据置(基本方針通り)		1,100	
	17:00～21:00	102%		該当	1,100	1,100	料金据置(基本方針通り)		1,100	
講座室兼音楽室2 (40㎡)	9:00～13:00	103%		該当	790	790	料金据置(基本方針通り)	→	790	
	13:00～17:00	103%		該当	790	790	料金据置(基本方針通り)		790	
	17:00～21:00	103%		該当	790	790	料金据置(基本方針通り)		790	
美術室 (77.6㎡)	9:00～13:00	101%		該当	1,550	1,550	料金据置(基本方針通り)	→	1,550	
	13:00～17:00	101%		該当	1,550	1,550	料金据置(基本方針通り)		1,550	
	17:00～21:00	101%		該当	1,550	1,550	料金据置(基本方針通り)		1,550	
会議室1 (40㎡)	9:00～13:00	103%		該当	790	790	料金据置(基本方針通り)	→	790	
	13:00～17:00	103%		該当	790	790	料金据置(基本方針通り)		790	
	17:00～21:00	103%		該当	790	790	料金据置(基本方針通り)		790	
会議室2 (36.6㎡)	9:00～13:00	101%		該当	730	730	料金据置(基本方針通り)	→	730	
	13:00～17:00	101%		該当	730	730	料金据置(基本方針通り)		730	
	17:00～21:00	101%		該当	730	730	料金据置(基本方針通り)		730	
会議室3 (38.3㎡)	9:00～13:00	101%		該当	760	760	料金据置(基本方針通り)	→	760	
	13:00～17:00	101%		該当	760	760	料金据置(基本方針通り)		760	
	17:00～21:00	101%		該当	760	760	料金据置(基本方針通り)		760	
講座室1 (64㎡)	9:00～13:00	102%		該当	1,270	1,270	料金据置(基本方針通り)	→	1,270	
	13:00～17:00	102%		該当	1,270	1,270	料金据置(基本方針通り)		1,270	
	17:00～21:00	102%		該当	1,270	1,270	料金据置(基本方針通り)		1,270	
講座室2 (45.7㎡)	9:00～13:00	101%		該当	910	910	料金据置(基本方針通り)	→	910	
	13:00～17:00	101%		該当	910	910	料金据置(基本方針通り)		910	
	17:00～21:00	101%		該当	910	910	料金据置(基本方針通り)		910	
講座室3 (45.1㎡)	9:00～13:00	101%		該当	900	900	料金据置(基本方針通り)	→	900	
	13:00～17:00	101%		該当	900	900	料金据置(基本方針通り)		900	
	17:00～21:00	101%		該当	900	900	料金据置(基本方針通り)		900	

区分	利用区分	基本針に基づく改定率 (%)	激変緩和措置	改定率の増減が10%未満 据置	R1改定前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	料金改定後 増減	現行料金 (円)	備考
和風講座室1 (17.5㎡)	9:00～13:00	100%		該当	350	350	料金据置(基本方針通り)	→	350	
	13:00～17:00	100%		該当	350	350	料金据置(基本方針通り)		350	
	17:00～21:00	100%		該当	350	350	料金据置(基本方針通り)		350	
和風講座室2 (17.5㎡)	9:00～13:00	100%		該当	350	350	料金据置(基本方針通り)	→	350	
	13:00～17:00	100%		該当	350	350	料金据置(基本方針通り)		350	
	17:00～21:00	100%		該当	350	350	料金据置(基本方針通り)		350	
調理実習室 (85.4㎡)	9:00～13:00	102%		該当	1,700	1,700	料金据置(基本方針通り)	→	1,700	
	13:00～17:00	102%		該当	1,700	1,700	料金据置(基本方針通り)		1,700	
	17:00～21:00	102%		該当	1,700	1,700	料金据置(基本方針通り)		1,700	
ギャラリー (63㎡)	9:00～13:00	102%		該当	1,260	1,260	料金据置(基本方針通り)	→	1,260	
	13:00～17:00	102%		該当	1,260	1,260	料金据置(基本方針通り)		1,260	
	17:00～21:00	102%		該当	1,260	1,260	料金据置(基本方針通り)		1,260	

10. みよし市おかし交流センター設置条例(協働推進課)

※市外利用者2倍。営利目的で利用する場合は2倍。減免規定あり(公益事業)。こども料金なし。

おかし交流センター使用料

ホール(東)、(西) (202.17㎡)	9:00～11:00						R1新設	→	1,960	
	11:00～13:00						R1新設		1,960	
	13:00～15:00						R1新設		1,960	
	15:00～17:00						R1新設		1,960	
	17:00～19:00						R1新設		1,960	
	19:00～21:00						R1新設		1,960	
調理室 (54.45㎡)	9:00～11:00						R1新設	→	540	
	11:00～13:00						R1新設		540	
	13:00～15:00						R1新設		540	
	15:00～17:00						R1新設		540	
	17:00～19:00						R1新設		540	
	19:00～21:00						R1新設		540	
和室(北)、(南) (14.58㎡)	9:00～11:00						R1新設	→	120	
	11:00～13:00						R1新設		120	
	13:00～15:00						R1新設		120	
	15:00～17:00						R1新設		120	
	17:00～19:00						R1新設		120	
	19:00～21:00						R1新設		120	
講座室1,2 (34.61㎡)	9:00～11:00						R1新設	→	340	
	11:00～13:00						R1新設		340	
	13:00～15:00						R1新設		340	
	15:00～17:00						R1新設		340	
	17:00～19:00						R1新設		340	
	19:00～21:00						R1新設		340	
会議室1,2 (39.1㎡)	9:00～11:00						R1新設	→	390	
	11:00～13:00						R1新設		390	
	13:00～15:00						R1新設		390	
	15:00～17:00						R1新設		390	
	17:00～19:00						R1新設		390	
	19:00～21:00						R1新設		390	
多目的練習室 (27.15㎡)	9:00～11:00						R1新設	→	270	
	11:00～13:00						R1新設		270	
	13:00～15:00						R1新設		270	
	15:00～17:00						R1新設		270	
	17:00～19:00						R1新設		270	
	19:00～21:00						R1新設		270	

区分	利用区分	基本針に基づく改定率 (%)	激変緩和措置	改定率の増減が10%未満 据置	R1改定前	R1	R1見直し結果	料金改定後	現行料金	備考
					現行料金	計算料金		増減	(円)	
フリースペース (166.05㎡)										
	9:00～11:00						R1新設	→	1,660	
	11:00～13:00						R1新設		1,660	
	13:00～15:00						R1新設		1,660	
	15:00～17:00						R1新設		1,660	
	17:00～19:00						R1新設		1,660	
	19:00～21:00						R1新設		1,660	
イベントスペース (240㎡)								→		
	9:00～11:00						R1新設		240	
	11:00～13:00						R1新設		240	
	13:00～15:00						R1新設		240	
	15:00～17:00						R1新設		240	
	17:00～19:00						R1新設		240	
	19:00～21:00						R1新設		240	

令和元年度受益者負担の見直し一覧表【手数料・その他収入】

区分	単位	R1改正前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	現行料金		備考
					増減	(円)	
1 みよし市手数料条例(財政課)							
(1)証明、閲覧等に関する手数料(市民課)							
住民票の写しの交付(個人・世帯全員)(※除票含む)	1通	200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200	
住民票記載事項証明	1通	150	200	料金据置(その他理由)	→	150	住民票記載事項証明については、申請者が持参した用紙に証明をして発行することが多いため、偽造防止用紙を使用することが少なく、他の証明書類の発行よりもコスト面を低く抑えることができるため、住民票の写しよりも低く設定することが妥当であると考える。
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件	150	170	料金据置(その他理由)	→	150	近隣市の料金と比較しても現行料金はほぼ同等であり、他市とのバランスを考慮し、現行料金を据え置くこととする。
印鑑登録証明書の交付	1枚	200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200	
印鑑登録証再交付	1枚	100	90	料金据置(その他理由)	→	100	近隣は無料としている所が多いが、カードの材料費がかかっているため、カード作成費相当分を受益者に求めることが妥当であると考える。
不在住又は不在籍証明	1通	200	200	料金据置(基本方針通り)	→	150	
戸籍の附票の写しの交付	1通	200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200	
身元(分)に関する証明	1通	200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200	
磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付	1通		※	政令等で定められているため、対象外		450	
磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面又は除籍の謄本若しくは抄本の交付	1通		※	政令等で定められているため、対象外		750	
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件		※	政令等で定められているため、対象外		350	
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件		※	政令等で定められているため、対象外		450	
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付	1件		※	政令等で定められているため、対象外		350	
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	書類1件		※	政令等で定められているため、対象外		350	
(税務課)							
土地建物に関する証明	1件	200	220	料金据置(その他理由)	→	200	料金改定案に対して、原価は超過しているが、近隣市町で発行する証明については、すべて200円であり、また閲覧については、証明料金より安価な設定としている市町が多いことから、現行料金を据え置くこととする。
租税公課に関する証明	1件	200	220	料金据置(その他理由)	→	200	
営業及び職業に関する証明	1件	200	220	料金据置(その他理由)	→	200	
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	1件	200	220	料金据置(その他理由)	→	200	
土地台帳の閲覧	1件	150	220	料金据置(その他理由)	→	150	
家屋台帳の閲覧	1件	150	220	料金据置(その他理由)	→	150	
固定資産課税台帳の閲覧	1件	150	220	料金据置(その他理由)	→	150	
課税地籍図の閲覧	1件	150	220	料金据置(その他理由)	→	150	課税地籍図の閲覧については、原価が料金改定案を上回るが、近隣市と比較しても高めの設定となっていること、また、年度によって件数が前後することを踏まえても、現行料金が妥当と考えられる(件数が増加しても機器リース料は変わらない)ため、現行料金を据え置くこととする。
課税地籍図の複写	1件	300	340	料金据置(その他理由)	→	300	課税地籍図の複写については、原価が料金改定案を上回るが、近隣市町と比較しても高めの設定となっていること、また、年度によって件数が前後することを踏まえても、現行料金が妥当と考えられる(件数が増加しても機器リース料は変わらない)ため、現行料金を据え置くこととする。
(道路河川課)							
地籍調査成果交付手数料	1件	500	720	料金据置(その他理由)	→	500	法務局が発行している金額を基準としているため
地籍調査による地積に関する証明手数料(地籍証明書交付手数料)	1件	200	220	料金据置(その他理由)	→	200	近隣との均衡により料金を据え置くものとする。
街区基準点測量成果交付手数料	1件	200	220	料金据置(その他理由)	→	200	原価は220円であるが、近隣市町では提供していないため料金は据置とする。
(2)情報公開・個人情報保護条例関係手数料(総務課)							
文書等(カラー複写以外の複写機により複写)	1枚	10	9	料金据置(その他理由)	→	10	近隣との均衡により料金を据え置くものとする。
文書等(カラー複写の複写機により複写)	1枚	50	50	料金据置(基本方針通り)	→	50	
電磁的記録(白黒で用紙に出力)	1枚		※	H28～H30実績なしのため対象外		10	
電磁的記録(カラーで用紙に出力)	1枚		※	H28～H30実績なしのため対象外		50	
電磁的記録(光ディスクに複写)	1枚	100	110	料金据置(その他理由)	→	100	近隣との均衡により料金を据え置くものとする。
(3)狂犬病予防法関係手数料(環境課)							
犬の登録手数料	1頭		※	県内統一料金のため、変更なし	→	3,000	
狂犬病予防注射済票交付手数料	1件		※	県内統一料金のため、変更なし	→	550	
犬館札再交付手数料	1件		※	県内統一料金のため、変更なし	→	1,600	
狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件		※	県内統一料金のため、変更なし	→	340	
(4)道路運送車両法関係手数料(税務課)							
臨時運行許可	1両		※	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準拠しているため、変更なし	→	750	

区分	単位	R1改正前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	現行料金		備考
					増減	(円)	
(3)屋外広告物許可手数料(都市計画課)							
広告板、広告塔、アーチ壁面広告等(許可が1年以内のもの)電飾無	5㎡	900	890	料金据置(その他理由)	→	900	<p>屋外広告物許可手数料は、県内全ての市町村に権限移譲がされたため、愛知県手数料条例に規定がなくなり、各市町の条例にその額が規定されることになった。</p> <p>西三河各市において手数料の見直しを調査した結果、手数料を改定を予定する市はなかった。理由として、許認可にかかる手数料は、消費税法では非課税扱いとなること、また、現在の手数料の算定根拠が不明(権限移譲元である愛知県でも不明のため)であり、コストを算出することが困難であること等が挙げられる。</p> <p>屋外広告物許可申請は、県内全ての市町村で同一の事務を行っており、物件費もかかっていない中で、職員のコストのみで判断することは、市の規模によってもそのコストは異なるため、県内各市町の均衡を図る上で、手数料を据え置きとする。</p> <p>なお、実績がない項目もあるが、愛知県屋外広告物条例に項目が規定されているため、項目は規定したままとする。</p>
広告板、広告塔、アーチ壁面広告等(許可が1年以上のもの)電飾無	5㎡	1,300	1,790	料金据置(その他理由)	→	1,300	
広告板、広告塔、アーチ壁面広告等(許可が1年以内のもの)電飾有	5㎡	1,200	890	料金据置(その他理由)	→	1,200	
広告板、広告塔、アーチ壁面広告等(許可が1年以上のもの)電飾有	5㎡	1,900	1,790	料金据置(その他理由)	→	1,900	
電柱または街灯柱を利用する広告(許可期間が1年以内のもの)	1個	200		料金据置(その他理由)	→	200	
電柱または街灯柱を利用する広告(許可期間が1年以上のもの)	1個	300	10	料金据置(その他理由)	→	300	
立看板	1枚	100		料金据置(その他理由)	→	100	
張り紙	100枚	400		料金据置(その他理由)	→	400	
張り札	1枚	40		料金据置(その他理由)	→	40	
広告幕又は広告網	1枚	400		料金据置(その他理由)	→	400	
アドバルーン	1個	700		料金据置(その他理由)	→	700	
その他の広告物(許可期間が1年以内のもの)	1個	100		料金据置(その他理由)	→	100	
その他の広告物(許可期間が1年以上のもの)	1個	160		料金据置(その他理由)	→	160	
(4)租税特別措置法関係手数料(都市計画課)							
優良宅地造成認定申請手数料	1件		-	愛知県が算定した基準額に準拠しているため、変更なし	→	86,000	
優良住宅新築認定申請手数料(床面積100㎡以下)	1件		-	愛知県が算定した基準額に準拠しているため、変更なし	→	6,200	
優良住宅新築認定申請手数料(100㎡~500㎡)	1件		-	愛知県が算定した基準額に準拠しているため、変更なし	→	8,600	
優良住宅新築認定申請手数料(500㎡~2,000㎡)	1件		-	愛知県が算定した基準額に準拠しているため、変更なし	→	13,000	
優良住宅新築認定申請手数料(2,000㎡~1万㎡)	1件		-	愛知県が算定した基準額に準拠しているため、変更なし	→	35,000	
優良住宅新築認定申請手数料(1万㎡を超えるもの)	1件		-	愛知県が算定した基準額に準拠しているため、変更なし	→	43,000	
(税務課)							
住宅用家屋証明申請手数料	1棟	1,300	1,190	料金据置(その他理由)	→	1,300	住宅用家屋証明申請手数料については、料金改定案は原価を上回っているが、近隣の自治体においても豊田市を除き同額の設定としている。また、主な申請者は個人ではなく、建築、建売業者が多く、申請時に家屋証明用紙の作成が必要な場合もあるため、現行料金を据え置くこととする。
(5)介護保険法関係手数料(長寿介護課)							
介護保険法(平成9年法律第123号。以下この表において「法」という。)第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件		-	介護保険運営審議会の答申により改定するため、対象外	→	30,000	
法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件		-	介護保険運営審議会の答申により改定するため、対象外	→	10,000	
法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件		-	介護保険運営審議会の答申により改定するため、対象外	→	30,000	
法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件		-	介護保険運営審議会の答申により改定するため、対象外	→	10,000	
法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件		-	介護保険運営審議会の答申により改定するため、対象外	→	30,000	
法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件		-	介護保険運営審議会の答申により改定するため、対象外	→	10,000	
2 みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例(財政課)							
(1)土地							
電柱 第一種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		950	
第二種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,500	
第三種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		2,000	
電話柱 第一種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		850	
第二種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,400	
第三種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,900	
その他の柱類	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		85	
変圧塔、その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,700	
郵便差出箱	1個1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		720	
広告塔	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		2,400	
共架電線、その他上空に設ける線類	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		9	
地下電線その他地下に設ける線類	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		5	
地上に設ける変圧器	1個1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		830	
地下に設ける変圧器	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		510	
水道管、下水道管、ガス管類 外径が0.07m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		36	
“ 外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		51	
“ 外径が0.1m以上0.15m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		77	
“ 外径が0.15m以上0.2m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		100	
“ 外径が0.2m以上0.3m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		150	
“ 外径が0.3m以上0.4m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		200	
“ 外径が0.4m以上0.7m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		360	
“ 外径が0.7m以上1.0m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		510	
“ 外径が1.0m以上	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,000	
通路、鉄道、軌道、駐車場その他これらに類する施設	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,700	
歩廊、雪よけその他これらに類する施設	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,700	
看板(アーチであるものを除く)一時的に設けるもの	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		240	

区分	単位	R1改正前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	現行料金		備考
					増減	(円)	
看板（アーチであるものを除く）その他のもの	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		2,400	
標識	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,400	
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1㎡1日		※			14	
物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日		※			160	
業として写真の撮影を行う場合	1日		※			160	
業として映画の撮影を行う場合	1日		※			1,620	
興行を行う場合	1㎡1日		※			6	
展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1㎡1日		※			6	
露店、商品置場その他これらに類する施設	1㎡1日	240	360	料金改定（基本方針通り）	↑	360	
(2)建物							
みよし市勤労文化会館食堂として使用する場合	1月		※	指定管理のため対象外		57,500	
太陽光発電設備の設置場所として使用する場合	1㎡1年		※	金額の指定がないため対象外		通常の実例価格を基準として市長が定める額	
食堂、売店等の店舗として使用する場合	1㎡1月	1,460	1,430	料金改定（基本方針通り）	↓	1,430	令和2年の改正で削除
自動販売機を設置する場合	1㎡1月	1,460	1,430	料金改定（基本方針通り）	↓	1,430	令和2年の改正で削除
上記以外の用途として建物を使用する場合	1㎡1月		※			1,430	令和2年の改正で追加
3 保育の実施に関する条例施行規則（子育て支援課）							
(1)保育所運営費保護者負担金(入所保育料)(3歳以上児)			※	対象外			
(2)保育所運営費保護者負担金(延長保育料)			※	対象外			
(3)保育所運営費保護者負担金(休日保育料)			※	対象外			
4 一時的保育事業実施規則（子育て支援課）							
(1)一時的保育事業利用料			※	対象外			
5 みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（環境課）							
(1)ごみ							
指定袋（大）	1枚	15	7	料金据置（その他理由）	→	15	尾三衛生組合管内市町において、同一料金としているため。
指定袋（小）	1枚	10	5	料金据置（その他理由）	→	10	尾三衛生組合管内市町において、同一料金としているため。
粗大ごみ処理手数料	1個	500	430	料金据置（その他理由）	→	500	尾三衛生組合管内の日進市と東郷町は510円の設定をしているため、現行料金に据置くこととする。
自己運搬で本市が埋立処分するもの	10kgにつき	20	30	料金改定（基本方針通り）		30	
(2)し尿							
定額制(人頭割)	1人につき1カ月	300	450	料金据置（その他理由）	→	300	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物の合理化に関する特別措置法」に則り、し尿汲取り事業者の安定経営のため、委託料の増額措置を講じたため、原価と現行料金とに差異が生じているが、他市町との比較においても著しい差異は生じておらず、均衡を保つためにも現行どおりとする。また、汲取り先は家賃の安いアパートが多く、低所得者が住まわれていることが多いと思われるため、住居者の生活に必須なトイレの汲取りは現行料金に据置くこととする。
定額制(世帯割)	1世帯につき1カ月	270	400	料金据置（その他理由）	→	270	
定額制(臨時汲取り)	1回につき	1,000	690	料金据置（その他理由）	→	1,000	原価と現行料金とに差異が生じているが、他市町との比較においても著しい差異は生じておらず、均衡を保つためにも現行どおりとする。また、近年、年間での処理件数が1件あるかないかという程度であり、料金を改定する必要性はないと考えている。
従量制	36ℓにつき	330	390	料金据置（その他理由）	→	330	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物の合理化に関する特別措置法」に則り、し尿汲取り事業者の安定経営のため、委託料の増額措置を講じたため、原価と現行料金とに差異が生じているが、他市町との比較においても著しい差異は生じておらず、均衡を保つためにも現行どおりとする。
(3)一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料							
一般廃棄物許可手数料	1件	5,000	3,580	料金据置（その他理由）	→	5,000	尾三衛生組合管内市町において、同一料金としているため
一般廃棄物許可証再交付手数料	1件	2,000		料金据置（その他理由）	→	2,000	原価と現行料金とに差異が生じているが、近年、年間の処理件数が0件の状況が続いており、料金を改定する必要性はないと考えている。
6 みよし市やすらぎ霊園条例（環境課）							
やすらぎ霊園管理料	年	2,000	2,190	料金据置（その他理由）	→	2,000	管理委託費、電気料金、水道料金を合計したものの3か年分の平均値を、基準の管理費合計とし、それを現在整備済みの846区画で割り戻したものを原価とした。 建設時に全区画の使用開始を前提とした管理料の設定を行っており、第4期までである整備計画のうち現在第2期までしか整備されていないため、原価と現行料金との差額は192円であるが、管理料は当初の管理料から据え置き2,000円とする。
7 みよし市都市公園条例（公園緑地課・スポーツ課）							
(1)土地							
公園施設を設ける場合	1㎡1年		※			14	
公園施設を管理する場合	1㎡1年		※			14	
電柱 第一種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		950	
第二種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,500	
第三種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		2,000	
電話柱 第一種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		850	
第二種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,400	
第三種	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,900	
その他の柱類	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		85	
変圧塔、その他これに類するもの	1個1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,700	
地下電線その他地下に設ける線類	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		5	
地上に設ける変圧器	1個1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		830	
地下に設ける変圧器	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		510	

区分	単位	R1改正前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	現行料金		備考
					増減	(円)	
その他のもの	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,700	
水道管、下水道管、ガス管類 外径が0.07m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		36	
〃 外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		51	
〃 外径が0.1m以上0.15m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		77	
〃 外径が0.15m以上0.2m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		100	
〃 外径が0.2m以上0.3m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		150	
〃 外径が0.3m以上0.4m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		200	
〃 外径が0.4m以上0.7m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		360	
〃 外径が0.7m以上1.0m未満	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		510	
〃 外径が1.0m以上	1m1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,000	
通路、鉄道、軌道、駐車場その他これらに類する施設	1㎡1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,700	
郵便差出箱	1個1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		720	
公衆電話所	1個1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,700	
標識	1本1年		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		1,400	
工事用材料	1㎡1月		※	愛知県道路占用料条例に準じているため対象外		240	
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1㎡1日		※			14	
物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日	110	160	料金改定(基本方針通り)	↑	160	
業として写真の撮影を行う場合	1日	110	160	料金改定(基本方針通り)	↑	160	
業として映画の撮影を行う場合	1日	1,080	1,620	料金改定(基本方針通り)	↑	1,620	
興業を行う場合	1平方メートル1日につき	4	6	料金改定(基本方針通り)	↑	6	
展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル1日につき	4	6	料金改定(基本方針通り)	↑	6	
(2)総合体育館(附属設備)							
バスケットボール器具	基	250	370	料金据置(その他理由)	→	250	近隣市町との均衡により料金を据置く
バレーボール器具	基	250	20	料金据置(その他理由)	→	250	
ハンドボール器具	基	250	100	料金据置(その他理由)	→	250	
テニス器具	基	250	90	料金据置(その他理由)	→	250	
バドミントン器具	基	120	20	料金据置(その他理由)	→	120	
卓球器具(防球フェンス)	枚	60	40	料金据置(その他理由)	→	60	
審判台	台	60	20	料金据置(その他理由)	→	60	
得点表示機(電光式)	組	1,200	450	料金据置(その他理由)	→	1,200	
得点表示機(手動式)	台	60	30	料金据置(その他理由)	→	60	
舞台装置	式	2,300	3,340	料金据置(その他理由)	→	2,300	
放送設備	台	1,200	630	料金据置(その他理由)	→	1,200	
机(備え付けのものは除く)	基	20	30	料金据置(その他理由)	→	20	
イス(〃)	基	10	10	料金据置(その他理由)	→	10	
シャワー	基	60	90	料金据置(その他理由)	→	60	
ロッカー	台	50	50	料金据置(その他理由)	→	50	
フロアシート	枚	60	90	料金据置(その他理由)	→	60	
6 みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例(スポーツ課)							
旭グラウンド(附属設備)							
コインシャワー	1回	50	60	料金据置(その他理由)	→	50	過去3年利用実績がないため、料金据置とする。
7 みよし市放課後児童クラブ条例(子育て支援課)							
放課後児童クラブ保護者負担金							
通年の利用	1月	5,100	5,750	料金据置(その他理由)	→	5,100	子育て支援の充実を図ること、近隣市町を考慮し料金据置とする。
通年の利用(8月)	1月	8,000	10,470	料金据置(その他理由)	→	8,000	
学年始休業日のみの利用	1期間	2,400	3,550	料金据置(その他理由)	→	2,400	
夏季休業日のみの利用(7月)	1期間	4,100	6,150	料金据置(その他理由)	→	4,100	
夏季休業日のみの利用(8月)	1期間	8,000	10,650	料金据置(その他理由)	→	8,000	
冬季休業日のみの利用	1期間	3,000	3,550	料金据置(その他理由)	→	3,000	
学年末休業日のみの利用	1期間	3,000	3,550	料金据置(その他理由)	→	3,000	
祝日に当たる日を利用(追加)	1日	600	900	料金据置(その他理由)	→	600	
8 みよし市図書館学習交流プラザ設置条例							
図書館学習交流プラザ使用料(附属設備)							
陶芸窯	1回	2,000	2,020	料金据置(その他理由)	→	2,000	計算上では、現行料金と原価がほぼ一致したため、現行料金そのまま据え置くことが適当と考える。
移動式プロジェクター	1回	630	630	料金据置(基本方針通り)	→	630	
9 みよし市カリヨンハウス設置条例							
にぎわいプラザ使用料(附属設備)							
拡声装置	1式	1,200	500	料金改定(基本方針通り)	↓	500	
映像装置	1式	600	350	料金改定(基本方針通り)	↓	350	

区 分	単 位	R1改正前 現行料金 (円)	R1 計算料金 (円)	R1見直し結果	現行料金		備考
					増減	(円)	
10 みよし市おかし交流センター設置条例(協働推進課)							
にぎわいプラザ使用料(附属設備)							
移動式プロジェクター(大)	1式			R1新設		600	
移動式プロジェクター(小)	1式			R1新設		300	
移動式拡声装置	1式			R1新設		600	
グランドピアノ	1式			R1新設		900	
11 その他(総務課・生涯学習推進課・都市計画課)							
(1)複写機使用料							
複写機使用料(情報プラザ)	1枚	10	10	料金据置(基本方針通り)	→	10	
(2)サンライプ託児利用料							
託児利用料	2時間	580	870	料金据置(その他理由)	→	580	託児については、現在「託児スタッフ派遣業務委託」で実施しており、本市が主催したサンライプで実施する生涯学習講座の受講者を対象に行っている。コスト計算結果は、現行料金が原価を大きく下回る結果となったが、この事業は生涯学習推進のための行政サービスの比重が大きく、他市町の状況をみても、刈谷市を始め、西尾市、幸田町も無料実施しており、料金を徴収している市町においても低料金設定であるため、現行料金のまま据え置きとする。
(3)都市計画図委託販売料(都市計画課)							
都市計画図(1/2500)の複写	1枚	100	150	料金改定(基本方針通り)	↑	150	
都市計画図	1枚	700	1,050	料金据置(その他理由)	→	700	料金改定案が原価を下回るものの、近隣市町における手数料金額との均衡を考慮したなかで据え置きとする。
都市計画図(白図)	1枚	250	370	料金改定(その他理由)	↑	300	現行料金が原価を下回っているため、料金を引き上げる方針とする。改定率の上限としても原価を下回っているが、上限とした場合、近隣市(日進市の都市計画図とみよし市が700円で同額)との均衡を考慮した中で、日進市と同額とした。

令和元年度受益者負担の見直し一覧表【講座受講料】

区分	単位	計算料金 (円)	現行料金 (円)	見直し結果	現行料金		備考
					増減	(円)	
1 講座受講料							
(1)生涯学習講座(みよし悠学カレッジ講座)							
受講料(全講座)	1回	913	650	料金据置(その他理由)	→	650	現行料金は計算料金より263円少ない金額であるが、他市町との比較においては、高い料金設定のため、近隣市町等とのバランスを考慮すると増額することは適当ではないため、現行料金のまま据え置きとする。
受講者用PC分経費	1回	80	100	料金据置(その他理由)	→	100	
(2) 資料館講座受講料							
資料館体験講座	1講座	675	450	料金据置(その他理由)	→	450	平成25度の見直しにより、現行の料金が決定されている。講座は市民へ資料館活動の普及と理解を得ることを目的とするものであり、参加者の技術の習得や作品制作を目的としていないので、多くの市民の参加が重要であるので、高額な料金設定は妥当ではないと考える。
(3) スポーツ教室受講料							
幼児体育教室	1講座	2,703	3,150	料金改定(基本方針通り)	↓	2,700	
幼児の親子体操教室	1講座(親子ペア)	3,104	3,900	料金改定(基本方針通り)	↓	3,100	
スタンプ教室	1講座	1,801	1,950	料金改定(基本方針通り)	↓	1,800	
成人スポーツ教室	1講座			令和4年度新規設定		5,250	
(4) 男女共同参画ステップアップセミナー							
受講料	1回	750	500	料金据置(その他理由)	→	500	男女共同参画ステップアップセミナーは、男女共同参画意識を市民に広く周知啓発するための事業であり、参加者を増やすためには料金設定を低くする必要がある。
(5) 援農ネットみよし農業研修							
農業ふれあいコース受講料	1回	15,000	10,000	料金据置(その他理由)	→	10,000	持続可能な農業の実現を図り、農家の減少などにより、耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化による後継者不足、担い手不足を解消するという公益性を勘案すると据置が望ましい。
就農者育成研修受講料	1回	18,000	12,000	料金据置(その他理由)	→	12,000	

類似施設料金統一の検討について

資料1-3-2

【意見】一時的な修繕費算入による算出額不均衡に対応するため、同様の用途で使用されている施設については、用途別区分の平均単価を導入し、使用料に差が生じないようにした方が良い。

→実際に、前回見直しの算定においては「一時的経費を算入したことにより料金が高くなる」という状況は確認できなかった。
 (複合施設等においては、館全体の費用から面積に応じた費用按分をするため、一時的経費を算入したことによる影響は出にくい。)
 また、各課に聞き取り確認をしたが、サンライブにおいて「サンライブ内における類似施設料金の違いについて」の意見が出されているのみ。
 ⇒ **現在「類似施設」として既に統一料金を設定している施設、新たな検討が可能な施設について検討を行う。**

(1) 現在「類似施設」として統一料金を設定している施設

施設名	備考	今回見直しの方向性
テニスコート（三好コミュニティを除く）	三好コミュニティテニスコートのみ現行料金が統一されていない。	変更（全てのテニスコートの料金を統一する）
多目的広場（三好丘公園、三好丘桜公園）	面積が大きく異なっている。（三好丘公園 7,325 m ² 、三好丘桜公園 12,042 m ² ）	変更（類似施設から除外し、面積に応じて算定する）
地区コミュニティ広場多目的広場	面積が大きく異なっている。（三好コミュニティ 1,300 m ² 、天王コミュニティ 5,000 m ² ）	

(2) 新たに「類似施設」としての検討が可能な施設

施設種類	施設名	備考	今回の見直しの方向性
野球場	三好公園、きたよしグラウンド	面積が大きく異なる（三好 13,000 m ² 、きたよし 10,153 m ² ）、開館時間が異なる。	統一しない。
多目的室	明越会館、カリヨンハウス、サンライブ	立地条件（駐車場の有無、駅からのアクセス）に違いがあり、同一とは考えにくい。	統一しない。
会議室	サンライブ、おかよし交流センター	面積換算をするとほぼ同額だが、算定方法に違いがある。 サンライブ 面積に応じて算定 おかよし交流センター 面積が異なっても同一料金で算定	算定方法を統一する。 （同一施設内・同一用途で面積に近い施設に限る）
講座室	サンライブ、おかよし交流センター		サンライブ会議室 1～3、講義室 2～3 はそれぞれ同額で算定する。
和室	サンライブ、おかよし交流センター	使用用途が異なる。（サンライブは講座用、おかよしは一般的な和室）	統一しない。
イベントスペース	おかよし交流センター、にぎわいプラザ	立地条件（駐車場の有無、駅からのアクセス）に違いがあり、同一とは考えにくい。	統一しない。

(3) 検討結果

- ア **テニスコートについては同一用途であるため、全ての施設について料金を統一する。**
- イ **面積が大きく異なる施設は「類似施設」から除外する。**
- ウ **同一施設内・同一用途で面積の差が5 m²以内の施設については料金を統一する。**

【令和5年度の見直しにおいて「類似施設」の取扱いを変更する施設】

現行／新規	施設名	備考
現行	テニスコート	三好コミュニティを含めた全てのテニスコートについて料金を統一する。
	多目的広場（三好丘公園、三好丘桜公園）	面積が大きく異なるため「類似施設」から除外し、面積に応じた算定をする。
	地区コミュニティ広場多目的広場	
新規	サンライブ（会議室 1～3）	同一施設内同一用途、面積が5 m ² 以内の差であるため、料金を統一する。
	サンライブ（講義室 2～3）	

→今回は上記の内容で整理をするが、類似施設の判断についてはケースバイケースとなることが想定されるため、方針内での定義づけをすることは難しい。
 見直しの年次ごとに考え方を整理し、計算シート及び通知文等で今回の整理結果を掲載し、庁内の統一を図っていく。

同一料金を設定している類似施設一覧

○テニスコート

三好コミュニティ(クレー)2面	北部・南部(人工芝・全天候)4面	三好公園(全天候)6面	三好丘公園(ハード)2面	三好丘桜公園(ハード)2面
1,225㎡(1面あたり613㎡)	3,495㎡(1面あたり874㎡)	2,870㎡(1面あたり478㎡)	1,436㎡(1面あたり718㎡)	1,568㎡(1面あたり784㎡)
1コート1時間につき	1コート1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
100	200	200	200	200
1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり
8.2円	5.7円	7.0円	13.9円	12.8円



全てのテニスコートの料金を統一

○多目的広場(都市公園)

多目的広場(三好丘公園)	多目的広場(三好丘桜公園)	多目的広場(黒笹公園)
7,325㎡	12,042㎡	7,930㎡
1時間につき	1時間につき	1時間につき
360	360	210
1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり
4.9円	3.0円	2.6円



面積に応じて算定

○地区コミュニティ広場

多目的広場(南部)A	多目的広場(南部)B	多目的広場(南部)C	多目的広場(北部)A	多目的広場(北部)B	多目的広場(北部)C	多目的広場(三好)	多目的広場(西部)	多目的広場(天王)
10,000㎡	2,800㎡	1,500㎡	2,000㎡	2,300㎡	1,500㎡	1,300㎡	2,000㎡	5,000㎡
1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
220	220	220	130	130	130	130	130	130
1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり	1時間100㎡あたり
2.2円	7.9円	14.7円	6.5円	5.7円	8.7円	10.0円	6.5円	2.6円



面積に応じて算定

同一料金の設定を検討する類似施設一覧

○野球場

野球場(三好公園)		きたよしグラウンド	
13,000㎡		10,153㎡	
1時間につき	640	1時間につき	430
1時間100㎡あたり	4.9円	1時間100㎡あたり	4.2円

○多目的室

多目的室(明越会館)		多目的室1(カリヨン)		多目的室2(カリヨン)		多目的室(サンライブ)	
73㎡		72㎡		64㎡		62㎡	
9:00~12:00	900	9:00~13:00	1,520	9:00~13:00	1,350	9:00~13:00	1,240
13:00~17:00	1,190	13:00~17:00	1,520	13:00~17:00	1,350	13:00~17:00	1,240
17:30~21:00	1,040	17:00~21:00	1,520	17:00~21:00	1,350	17:00~21:00	1,240
1時間100㎡あたり	359.6円	1時間100㎡あたり	527.8円	1時間100㎡あたり	527.3円	1時間100㎡あたり	499.2円

○会議室

会議室1(サンライブ)		会議室2(サンライブ)		会議室3(サンライブ)		会議室1,2(おかよし)		
40㎡		37㎡		38㎡		39㎡		
9:00~13:00	790	9:00~13:00	730	9:00~13:00	760	9:00~11:00	390	
13:00~17:00	790	13:00~17:00	730	13:00~17:00	760	11:00~13:00	390	
17:00~21:00	790	17:00~21:00	730	17:00~21:00	760	13:00~15:00	390	
1時間100㎡あたり	493.8円	1時間100㎡あたり	498.6円	1時間100㎡あたり	496.1円	15:00~17:00	390	
↓							17:00~19:00	390
							19:00~21:00	390
							1時間100㎡あたり	498.7円
							会議室1~3(サンライブ)の料金を統一	

○講座室

講座室1(サンライブ)		講座室2(サンライブ)		講座室3(サンライブ)		講座室1(おかよし)		講座室2(おかよし)		
64㎡		46㎡		45㎡		35㎡		34㎡		
9:00~13:00	1,270	9:00~13:00	910	9:00~13:00	900	9:00~11:00	340	9:00~11:00	340	
13:00~17:00	1,270	13:00~17:00	910	13:00~17:00	900	11:00~13:00	340	11:00~13:00	340	
17:00~21:00	1,270	17:00~21:00	910	17:00~21:00	900	13:00~15:00	340	13:00~15:00	340	
1時間100㎡あたり	496.1円	1時間100㎡あたり	497.8円	1時間100㎡あたり	498.9円	15:00~17:00	340	15:00~17:00	340	
↓							17:00~19:00	340	17:00~19:00	340
							19:00~21:00	340	19:00~21:00	340
							1時間100㎡あたり	491.2円	1時間100㎡あたり	491.2円
							会議室2・3(サンライブ)の料金を統一			

○和室

和風講座室1(サンライブ)		和風講座室2(サンライブ)		和室(北)(おかよし)		和室(南)(おかよし)				
18㎡		18㎡		15㎡		13㎡				
9:00~13:00	350	9:00~13:00	350	9:00~11:00	120	9:00~11:00	120			
13:00~17:00	350	13:00~17:00	350	11:00~13:00	120	11:00~13:00	120			
17:00~21:00	350	17:00~21:00	350	13:00~15:00	120	13:00~15:00	120			
1時間100㎡あたり	500.0円	1時間100㎡あたり	500.0円	15:00~17:00	120	15:00~17:00	120			
↓							17:00~19:00	120	17:00~19:00	120
							19:00~21:00	120	19:00~21:00	120
							1時間100㎡あたり	411.5円	1時間100㎡あたり	411.5円

○イベントスペース

イベントスペース(おかよし)		イベント広場(にぎわいプラザ)	
240㎡		288㎡	
9:00~11:00	240	9:00~13:00	500
11:00~13:00	240	13:00~17:00	500
13:00~15:00	240	17:00~21:00	500
15:00~17:00	240	1時間100㎡あたり	43.4円
17:00~19:00	240		
19:00~21:00	240		
1時間100㎡あたり	50.0円		

受益者負担の見直しに関する基本方針(案)

令和5(2023)年〇月

みよし市



一人ひとりの行動がみよし市の未来を彩る
AICHI MIYOSHI CITY SDGs



1 はじめに

みよし市では、住民の福祉の増進を図るため、教育文化施設、体育施設などの様々な目的に基づいた公共施設を整備しており、市民の利用に供しています。また、住民票や戸籍謄本、所得証明書等の発行事務を行政サービスとして提供しています。

公共施設の維持管理や証明書発行事務等に必要な経費は基本的に税金で賄われますが、サービスを利用される方とされない方の中で負担の不公平感が生まれます。そこで、サービスを利用される方に相応の応分をしていただく「受益者負担の原則」を基本的な考え方としています。

今後は老朽化した公共施設の修繕・更新費用の増加、物価や人件費の高騰、経済情勢による税収入減、市民ニーズの多様化や少子高齢化による歳出増などの社会的背景から、受益者負担の適正化への対応がますます必要となってきます。

本市においては、常に適正な受益者負担の適正化を確保するため、第7次行政改革アクションプランの取組項目である「受益者負担の適正化」において、「4年に1度の見直しを継続して行う」とことと定めており、今回は令和5(2023)年度に見直しを実施(令和6(2024)年4月適用)することとしています。

税金で負担する「公費負担」とサービスを利用される方が負担する「受益者負担」の考え方を明確にし、公平性と透明性を確保するための市の統一的な基準として本方針を定めます。

2 受益者負担の見直しの基本方針

(1) 負担の公平性

市が公共施設の維持管理や証明発行事務等を行うためには、人件費のほか、施設の光熱水費、消耗品費、委託料等などの維持管理費が必要となります。

これらの経費は、行政サービスを利用する方が負担する使用料や手数料等と、市民の税金で賄います。つまり、行政サービスを利用しない方も経費の一部を負担していることとなります。

そのため、受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保する必要があります。

(2) 算定方法の明確化

適正な受益者負担を維持するためには、経費を適切に算出し、市民の理解と納得を得られるよう明確で適正な基準により受益者負担額を算定することが必要です。

それぞれの行政サービスに必要な経費を算定基礎とし、不平等が生じないように、統一的な方法を設定します。

(3) 受益者負担割合の設定

市が提供するサービスは、その目的や性質が多様であることから、全ての施設等に一律の割合で利用者に負担を求めることは、かえって公平性を損なうこととなるため、サービスの目的や性質に応じ、利用者が負担する割合と公費で負担する割合を設定します。

(4) 効果的・効率的な行政サービスの提供

行政サービスの提供にあたっては、その提供に必要な経費が使用料等の算定基礎となるため、事務の効率化や適正な人員配置、効果的な業務委託や指定管理者制度の導入などにより、経費節

減の取組を進めていきます。

また、利用者数の増加や利用率を向上させることで、施設の有効活用ができ、使用料収入の確保につながります。そのため継続的に利用状況の実態把握をし、利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行います。

(5) 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに使用料等の見直しを実施します。

ただし、公募により指定管理者制度を導入する施設(例:勤労文化会館)の使用料見直しについては、5年ごとの指定管理者選定年度(5年ごと)の前年度に本方針に基づき施設担当課において実施するものとします。

3 対象とする受益者負担について

(1) 受益者負担の区分

受益者負担については「使用料」「手数料」及び「その他の収入」に区分し、以下の原則、具体的な算定方法及び受益者負担割合に基づき算出するものとします。

また、算出の結果、近隣市町との均衡が損なわれる恐れがある場合については、受益者負担額の状況を考慮し、調整するものとします。

なお、経費の算出においては、直近3か年の平均とし、利用実績が3年に満たない施設については、実際の利用期間の平均とします。

ア 使用料

使用料は、地方自治法第225条の規定に基づき、施設及びその施設に係る行政サービスを利用した方から、施設の維持管理・運営のために必要な費用を徴収します。

また、使用料は、その施設ごとに差があり、その性質により公費負担と受益者負担の割合に差を設けることが望ましいことから、行政が行うべきもの(非市場的)であるものは公費負担を多く、選択的なもの(市場的)であるものは受益者負担が多くなるように受益者負担割合を設定します。

(8ページ 別表参照)

イ 手数料

手数料は、地方自治法第227条の規定に基づき、許認可等の行政サービスの受益者からその役務の提供のために要する費用を徴収するものであり、この役務の提供は受益者の必要により生じるものであるため、受益者負担割合は100%を原則とします。

ウ その他の収入

その他の収入については、それぞれの性質(内容等)に基づき負担額を算出します。

(2) 見直しの対象範囲

見直しを行うのは、以下の対象を除く「使用料」「手数料」及び「その他の収入」とします。

ア 算定の方法や基準が法律や政令等で定められているもの

例)地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料、市営住宅の家賃

イ 国又は愛知県の機関が算定した基準額に準拠または準用するもの

- 例)道路占用料等
- ウ 独立採算制の原則を基本として、長期収支見通しに基づき算定されているもの
 - 例)下水道(公共・農業集落排水・コミュニティプラント)
 -)使用料、公共下水道事業受益者負担金、市民病院にかかる料金等
- エ 審議会・委員会等の答申等によるもの
 - 例)介護保険料等
- オ 令和4(2022)年度以降に料金の新設又は見直しをし、かつ過去の経費の算出ができないもの
- カ 令和6(2024)年3月31日までの廃止が予定されているもの

4 具体的な算定方法

(1) 使用料

地方公共団体では、住民の福祉を増進するために様々な公の施設を設置しており、その使用料は、施設の維持管理・運営のために必要な費用から算定します。

なお、土地の取得費や借地料(緑と花のセンターふれあい農園等を除く)、建物(照明塔を含む)の建設費、施設の耐用年数を延ばすような大規模修繕費等については、公の施設が市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であることから算定対象外とし、受益者に負担を求めず公費で賄うこととします。

したがって、使用料は、これらの経費を除き、経常的経費である維持管理費及び間接的管理費を基に、次の算式により算定します。

$$\text{使用料(1時間あたり)} = \text{維持管理費} \div \text{年間最大利用時間(h)} \times \text{施設の性質別負担割合(\%)}$$

○維持管理費(直接管理費)・・・施設の運営及び維持管理のために直接必要となる経費

a 人件費	施設の維持管理や使用申請の受付・許可等貸出業務にかかる職員等の人件費(人件費は担当している一般職又は会計年度任用職員の平均時間単価で算出するものとする。)
b 施設の光熱水費	電気料、水道料、燃料費等 (施設使用料とは別に照明設備及び冷暖房設備使用料を算定する場合は、その算定基礎となる光熱費を除く)
c 消耗品費	施設の運営や維持管理に必要な消耗品費
d 印刷製本費	施設のパンフレット、利用申請書等
e 修繕費	施設や設備が老朽化した場合に、維持管理又は現状回復にかかる費用 (「節11-細節13 修繕費(施設等)資産外」の科目において支出をするもの) (施設自体を延命するような修繕を除く)
f 役務費	通信運搬費、保険料等
g 委託料	施設の清掃、警備、機械設備の保守委託料等
h 原材料費	施設維持管理のための原材料費

【使用料に関する特記事項】

- ア ナイター施設等の照明設備や大規模体育施設の冷暖房設備等、利用する時間帯や季節、施設の利用方法等によってその使用状況が異なり、設備使用料を本来の施設使用料に含むことで利用者間の不均衡が生じ得る設備については、必要な費用の負担を施設使用料とは別で「設備使用料」として設定し、利用者に求めることができます。
- イ 複合施設の施設使用料において貸出区域以外の部分がある場合は、施設全体に係る経費から当該部分に係る経費を、面積按分や使用量按分等によって控除し、経費を算出します。
- ウ 算定した料金が100円未満となる使用料については、原則100円とします。

(2) 手数料

手数料は、次の算式により算定します。

$$\text{手数料} = (\text{①人的経費} + \text{②物件費}) \div \text{年間の処理件数}$$

① 人件費	年間の処理件数×1件あたりの処理時間(※1)×従事職員の時間単価(※2) ※1 処理時間…下記a～dの業務に係る合計時間数 a 受付(受付、審査等) c 処理(電算入力、証明書作成等) b 調査(調査、照会等) d 交付(通知、交付、手数料受領等) ※2 時間単価…4(1)維持管理費「a 人件費」のとおり
② 物件費	証明書等の発行に必要な下記a～eの合計額 a 用紙代その他の消耗品費 d 機器のリース等 b 印刷製本費 e 購入した機器等に係る減価償却費相当額 c 電算システムに関連する委託料

(3) その他の収入

その他の収入については、それぞれの内容・性質に基づき負担額を算定します。

(3)-1 照明設備・冷暖房設備使用料

照明設備・冷暖房設備使用料については、次の算式により算定します。

$$\text{照明設備使用料} = \text{①照明設備の平均出力で算出した1時間あたりの光熱費} \\ \times \text{設備の性質別負担割合}$$

$$\text{冷暖房設備使用料} = \text{①冷暖房設備の平均出力で算出した1時間あたりの光熱費} \\ \times \text{設備の性質別負担割合}$$

(3)-2 附属設備使用料

附属設備の使用料については、次の算式により算定します。

$$\text{附属設備使用料} = (\text{①設備購入費} \div \text{②耐用年数} + \text{③人件費}) \div \text{年間最大使用回数} \\ \times \text{附属設備の性質別負担割合}$$

※ なお、附属設備使用時に必要な電気料については、施設維持管理費において算入済みとなっていることから加算をしないこととします。

(3)-3 講座受講料

講座受講料については、次の算式により算定します。

$\text{講座受講料} = (\text{①講師派遣費} + \text{②人件費} + \text{③物件費} + \text{④施設使用料相当額}) \div \text{講座定員(人)} \times \text{講座の性質別負担割合}$	
①講師派遣費	講師への謝金又は講師派遣委託料
②人件費	講座開設、募集、受講料徴収に係る人件費 ※1講座あたりの従事時間×従事職員の時間単価
③物件費	講座開設に必要な消耗品費、印刷製本費、機器使用料
④施設使用料	使用料の原価計算に準じた1講座あたりの施設使用料

※ なお、全額自己負担すべき材料費及び傷害保険料については、受講者が負担するものとします。

5 激変緩和措置

使用料又は手数料等については、本方針に沿って算定した金額を受益者に負担していただくのが本来の考え方ですが、算定の結果が現行料金を大幅に上回った場合は、利用者の負担が過度にならないよう激変緩和措置として現行額の150%を上限額とし、今後の定期的な見直しにより段階的に適正な負担額に近づけることとします。

なお、本方針に従って見直しを実施し、算出した料金と現行料金の乖離幅が10%未満の場合は、コストの年次変動を考慮し、現行の料金に据え置くものとします。

6 使用料の減額及び免除

減額及び免除制度は、特例的な措置であり、受益者負担の原則を徹底するため、社会政策的な配慮を要するものや真に止むを得ないものとして合理性のある場合に限定し運用するものとします。

減額又は免除措置は、原則として利用者からの申請に基づき実施するものとし、所定の方法により確認することとします。なお、利用者がこれに従わず、減額又は免除の基準を満たしているか確認できない場合は、適用しないものとします。

7 その他考慮すべき事項

(1) 近隣市町や民間との均衡

周辺市町の類似施設の料金と著しい格差が生じる場合には、それらを考慮して調整を行うことができるものとします。また、民間に類似施設が存在する場合も同様とします。

(2) 市外利用者への対応

受益者負担は一部公費が投入されており、市民が広く負担している状況を考慮し、負担をしていない市外の方が施設を利用する場合には、市内利用者の2倍の使用料とすることができるものとします。

(3) 大人・子どもの区分を設定する場合

施設の設置目的や利用者の状況を考慮し、大人・子どもの区分を設定する場合には、子どもの料金は大人の2分の1の額とすることができるものとします。

(4) 営利の区分を設定する場合

営利目的で使用する場合、また入場料を徴収する場合については、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。

(5) 曜日・時間帯別料金に差を設定する場合

曜日や時間帯により料金設定に差を設定する場合は、利用頻度や施設管理上の負担、施設の設置目的や性質を考慮し、それぞれの施設ごとに設定することができるものとします。

(6) 類似施設使用料の調整

使用料については、当該施設や設備の維持管理や運営に要する費用から算出しているため、類似施設であっても算定料金はそれぞれ異なります。それらの不均衡を解消し、利便性を図ることを目的に、同一用途である施設については統一した料金を設定することができるものとします。

(7) 端数処理

料金の10円未満の端数処理については、切り捨て10円単位で整理します。
ただし、上記7(1)「近隣市町や民間との均衡」を考慮する場合を除く。

8 見直しの時期

令和6(2024)年4月1日から適用(令和5(2023)年12月議会で条例改正予定)

9 今後の予定

- (1) 令和5(2023)年6月
「令和5(2023)年度第1回行政改革推進委員会」にて「受益者負担に関する見直し(案)」の審議
- (2) 令和5(2023)年8月
「令和5(2023)年度第2回行政改革推進委員会」にて「受益者負担に関する見直し(案)」の決定
- (3) 令和5(2023)年12月
関係条例の上程
- (4) 令和6(2024)年1月
広報紙への掲載(令和6(2024)年1月号)、市ホームページへの掲載、各施設での料金改定の周知
- (5) 令和6(2024)年3月
広報紙への掲載(令和6(2024)年3月号)

別表 使用料等に係る性質別負担割合

分類	負担割合	施設名
利用者を限定できないサービス 行政が行うべきサービス	0%	道路 公園 など
選択性のあるサービス (民間でも提供できるが)行政 が関与すべきサービス	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校(運動場・体育館・武道場) ・明越会館 ・老人憩いの家 ・緑と花のセンター(研修室・調理加工室) ・コミュニティ広場(多目的広場) ・にぎわいプラザ ・旭グラウンド ・ゲートボール、グラウンドゴルフ場、太陽の広場 ・きたよしグラウンド ・三好公園屋外体育施設(陸上競技場・野球場・弓道場) ・三好丘公園(多目的広場) ・三好丘桜公園(多目的広場) ・黒笹公園(多目的広場) ・総合体育館(アリーナ・剣道場・柔道場・卓球場・ランニングコース・会議室) ・保田ヶ池センター ・三好池カヌーセンター ・サンライブ ・おかよし交流センター <p>【講座受講料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習のきっかけづくりとなる講座(初級講座)
選択性の高いサービス 民間と競合性のあるサービス	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・緑と花のセンター(ふれあい農園、バーベキュー施設、ふれあい広場) ・コミュニティ広場(テニスコート) ・三好公園(テニスコート) ・三好丘公園(テニスコート) ・三好丘桜公園(テニスコート) ・総合体育館(トレーニング室) ・やすらぎ霊園 ・勤労文化会館 <p>【講座受講料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣味など自分への投資的な講座(中級・上級講座)
手数料、照明施設、冷暖房施設、 附属設備使用料(上記に関わらず、 実費相当額を負担していただくサービス)	100%	<p>【手数料】</p> <p>全ての手数料</p> <p>【照明施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ広場(多目的広場、テニスコート) ・旭グラウンド ・三好公園屋外体育施設(陸上競技場・野球場、テニスコート) ・黒笹公園(多目的広場) <p>【冷暖房施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校体育館 ・総合体育館(アリーナ・剣道場・柔道場) <p>【附属設備使用料】</p> <p>全ての附属設備使用料</p>

受益者負担の見直しに関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>受益者負担の見直しに関する基本方針 <u>令和5(2023)年〇月</u> みよし市</p> <p>1 はじめに</p> <p><u>みよし市では、住民の福祉の増進を図るため、教育文化施設、体育施設などの様々な目的に基づいた公共施設を整備しており、市民の利用に供しています。また、住民票や戸籍謄本、所得証明書等の発行事務を行政サービスとして提供しています。</u></p> <p><u>公共施設の維持管理や証明書発行事務等に必要な経費は基本的に税金で賄われますが、サービスを利用される方とされない方間で負担の不公平感が生まれます。そこで、サービスを利用される方に相応の応分をさせていただく「受益者負担の原則」を基本的な考え方としています。</u></p> <p>今後は老朽化した公共施設の修繕・更新費用の増加、<u>物価や人件費の高騰</u>、経済情勢による税収入減、市民ニーズの多様化や少子高齢化による歳出増などの社会的背景から、<u>受益者負担の適正化への対応がますます必要となってきます。</u></p> <p><u>本市においては、常に適正な受益者負担の適正化を確保するため、第7次行政改革アクションプランの取組項目である「受益者負担の適正化」において、「4年に1度の見直しを継続して行う」ことと定めており、今回は令和5(2023)年度に見直しを実施(令和6(2024)年4月適用)することとしています。</u></p> <p><u>税金で負担する「公費負担」とサービスを利用される方が負担する「受益者負担」の考え方を明確にし、公平性と透明性を確保するための市の統一的な基準として本方針を定めます。</u></p> <p>2 受益者負担の見直しの基本方針</p> <p>(1) 負担の公平性</p> <p><u>市が公共施設の維持管理や証明発行事務等を行うためには、人件費のほか、施設の光熱水費、消耗品費、委託料等などの維持管理費が必要となります。</u></p> <p><u>これらの経費は、行政サービスを利用する方が負担する使用料や手数料等と、市民の税金で賄います。つまり、行政サービスを利用しない方も経費の一部を負担していることになります。</u></p> <p><u>そのため、受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保する必要があります。</u></p> <p>(2) 算定方法の明確化</p> <p><u>適正な受益者負担を維持するためには、経費を適切に算出し、市民の理解と納得を得られるよう明確で適正な基準により受益者負担額を算定することが必要です。</u></p> <p><u>それぞれの行政サービスに必要な経費を算定基礎とし、不平等が生じないように、統一的な方法を設定します。</u></p>	<p>受益者負担の見直しに関する基本方針 <u>令和元年6月</u> みよし市</p> <p>1 はじめに</p> <p><u>受益者負担の適正化にあたっては、行政サービスの提供にかかる経費、公としての関与の在り方、民間事業者による類似サービスの存在などを踏まえた見直しを実施する必要がある。</u></p> <p><u>また、今後は老朽化した公共施設の修繕・更新費用の増加、経済情勢による税収入減、市民ニーズの多様化や少子高齢化による歳出増などの社会的背景から受益者負担の適正化への対応が必要となっている。</u></p> <p><u>本市では、平成28年2月に策定した第6次みよし市行政改革大綱で「健全で安定した財政運営と公有財産適正化の推進」を重点項目に掲げ、第6次行政改革アクションプランにおいて「受益者負担の適正化」を取組項目に挙げており、令和元年度に見直しを行い、令和2年度4月から適用しようとするものである。</u></p> <p><u>なお、常に適正な受益者負担を確保するためには、経費削減努力による経費の変化などを適切に反映する必要がある。このため、経費の検証と、それに基づく受益者負担額の見直しを4年ごとに実施することとしている。</u></p> <p>2 受益者負担の見直しの基本方針</p> <p><u>公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であり、公共施設の利用により提供するサービスに要する経費は、基本的に税金で賄われるが、サービスを利用する人と利用しない人間で負担の不公平性が生まれることになる。</u></p> <p><u>そこでサービスを利用する人には相応の負担をしてもらう「受益者負担の原則」を基本的な考え方としている。したがって利用者に負担を求めるからには、市民の理解と納得を得られるよう明確で適正な基準により、受益者負担額を算定することが必要である。</u></p>	<p>・「である」→「です・ます」に変更</p> <p>・方針の内容を章立てに変更</p>

受益者負担の見直しに関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>(3) 受益者負担割合の設定</p> <p>市が提供するサービスは、その目的や性質が多様であることから、全ての施設等に一律の割合で利用者に負担を求めることは、かえって公平性を損なうこととなるため、サービスの目的や性質に応じ、利用者が負担する割合と公費で負担する割合を設定します。</p> <p>(4) 効果的・効率的な行政サービスの提供</p> <p>行政サービスの提供にあたっては、その提供に必要な経費が使用料等の算定基礎となるため、事務の効率化や適正な人員配置、効果的な業務委託や指定管理者制度の導入などにより、経費節減の取組を進めていきます。</p> <p>また、利用者数の増加や利用率を向上させることで、施設の有効活用ができ、使用料収入の確保につながります。そのため継続的に利用状況の実態把握をし、利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行います。</p> <p>(5) 定期的な見直し</p> <p>適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに使用料等の見直しを実施します。</p> <p>ただし、公募により指定管理者制度を導入する施設（例：勤労文化会館）の使用料見直しについては、5年ごとの指定管理者選定年度（5年ごと）の前年度に本方針に基づき施設担当課において実施するものとします。</p> <p>3 対象とする受益者負担について</p> <p>(1) 受益者負担の区分</p> <p>受益者負担については「使用料」「手数料」及び「その他の収入」に区分し、以下の原則、具体的な算定方法及び受益者負担割合に基づき算出するものとします。</p> <p>また、算出の結果、近隣市町との均衡が損なわれる恐れがある場合については、受益者負担額の状況を考慮し、調整するものとします。</p> <p>なお、経費の算出においては、直近3か年の平均とし、利用実績が3年に満たない施設については、実際の利用期間の平均とします。</p> <p>ア 使用料</p> <p>使用料は、地方自治法第225条の規定に基づき、施設及びその施設に係る行政サービスを利用した方から、施設の維持管理・運営のために必要な費用を徴収します。</p> <p>また、使用料は、その施設ごとに差があり、その性質により公費負担と受益者負担の割合に差を設けることが望ましいことから、行政が行うべきもの（非市場的）であるものは公費負担を多く、選択的なもの（市場的）であるものは受益者負担が多くなるように受益者負担割合を設定します。（8ページ 別表参照）</p> <p>イ 手数料</p> <p>手数料は、地方自治法第227条の規定に基づき、許認可等の行政サービスの受益者からその役務の提供のために要する費用を徴収するものであり、この役務の提供は受益者の必要により生じるものであるため、受益者負担割合は100%を原則とします。</p>	<p>市が提供するサービスには、道路や公園など不特定多数の市民が利用し日常生活に必要不可欠なものから、特定の市民のみが利益を享受するものや、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐に渡っており、受益者負担はそれらのサービスの目的や性質に応じたものであることが必要である。</p> <p>また、その目的や性質が多様であることから、全ての施設等に一律の割合で利用者に負担を求めることは、かえって公平性を損なうこととなる。そのため、サービスの目的や性質に応じ、利用者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要がある。</p> <p>(1) 使用料</p> <p>使用料は、地方自治法第225条の規定に基づき、施設及びその施設に係る行政サービスの受益者から、施設の維持管理・運営のために必要な費用を徴収するものである。</p> <p>また、使用料は、そのサービスの性質に差があり、その性質により公費負担と受益者負担の割合に差を設けることが望ましい。行政が行うべきもの（非市場的）であるものは公費負担を多く、選択的なもの（市場的）であるものは受益者負担が多くなるように受益者負担割合を設定する。（別表）</p> <p>(2) 手数料</p> <p>手数料は、地方自治法第227条の規定に基づき、許認可等の行政サービスの受益者からその役務の提供のために要する費用を徴収するものであるが、この役務の提供は受益者の必要により生じるものであるため、受益者負担割合は100%を原則とする。</p>	<p>・指定管理制度導入施設についても、本方針を適用。 （これまでは対象外）</p> <p>・新設・変更後1年に満たない施設であっても算出できるものについては見直しの対象とする。</p>

受益者負担の見直しに関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行	備考
<p><u>ウ</u> その他の収入 その他の収入については、それぞれの性質（内容等）に基づき負担額を算出<u>します</u>。</p> <p><u>(2) 見直しの対象範囲</u> <u>見直しを行うのは、以下の対象を除く</u>「使用料」「手数料」及び「その他の収入」と<u>し</u> <u>ます</u>。</p> <p><u>ア</u> 算定の方法や基準が<u>法律や政令</u>等で定められているもの <u>例</u> 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に<u>規定される手数料、市営住宅の家賃</u></p> <p><u>イ</u> 国又は愛知県の機関が算定した基準額に準拠または準用するもの <u>例</u> 道路占用料等</p> <p><u>ウ</u> 独立採算制の原則を基本として、長期収支見通しに基づき算定されているもの <u>例</u> 下水道（公共・農業集落排水・コミュニティプラント）使用料、公共下水道事業受益者負担金、市民病院にかかる料金等</p> <p><u>エ</u> 審議会・委員会等の答申等によるもの <u>例</u> 介護保険料等</p> <p><u>オ</u> <u>令和4（2022）年度以降に料金の新設又は見直しをし、かつ過去の経費の算出ができないもの</u></p> <p><u>カ</u> <u>令和6（2024）年3月31日までの廃止が予定されているもの</u></p> <p>4 具体的な算定方法 (1) 使用料 地方公共団体<u>では</u>、住民の福祉を増進するために<u>様々な公の施設を設置しており、その使用料は、施設の維持管理・運営のために必要な費用から算定します</u>。 <u>なお、土地の取得費や借地料（緑と花のセンターふれあい農園等を除く）、建物（照明塔を含む）の建設費、施設の耐用年数を延ばすような大規模修繕費等については、公の施設が市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であることから算定対象外とし、受益者に負担を求めず公費で賄うこととします</u>。 したがって、使用料は、これらの経費を除き、経常的経費である維持管理費及び間接的管理費を基に、次の算式により算定<u>します</u>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> $\text{使用料(1時間あたり)} = \text{維持管理費} \div \text{年間最大利用時間 (h)} \times \text{施設の性質別負担割合 (\%)}$ </div>	<p>(3) その他の収入 その他の収入については、<u>使用料及び手数料と同様に費用計算を行い</u>、それぞれの性質（内容等）に基づき負担額を算出<u>する</u>。</p> <p>3 見直しの対象 <u>すべての</u>「使用料」「手数料」及び「その他の収入」と<u>する</u>。 <u>ただし、次に掲げるサービスについては、見直しの対象から除外し、別途個別に検討を行う</u>。</p> <p><u>(1) 算定の方法や基準が法令</u>等で定められているもの。 → 地方公共団体の手数料の標準に関する政令によるもの。</p> <p><u>(2) 国又は県の機関が算定した基準額に準拠または準用するもの</u>。 → 道路占用料等。</p> <p><u>(3) 独立採算制の原則を基本として、長期収支見通しに基づき算定されているもの</u>。 → 下水道（公共・農業集落排水・コミュニティプラント）使用料、公共下水道事業受益者負担金、市民病院にかかる料金等</p> <p><u>(4) 審議会・委員会等の答申等によるもの</u>。</p> <p><u>(5) 公募により指定管理者制度を導入するもの</u>。</p> <p><u>(6) 前回の見直し（平成27年度）後において料金の新設をし、かつ過去1年間の経費の算出ができないもの</u>。</p> <p><u>(7) 令和2年3月31日までに廃止するもの</u>。</p> <p>4 具体的な算定方法 (1) 使用料 地方公共団体<u>には</u>、住民の福祉を増進するため公の施設<u>の設置が求められている</u>。 <u>特に幅広く市民が利用する施設にあつては、「市民全体の財産」として誰もが利用することができ、全ての市民が受益者となり得るため、施設の設置に起因する「投資的経費」である土地の取得費や借地料（緑と花のセンターふれあい農園等を除く）、建物（照明塔を含む）の建設費、施設の耐用年数を延ばすような大規模修繕費等については、受益者に負担を求めず公費で賄う（受益者負担算出コストに算入しない。）こととする</u>。 したがって、使用料は、これらの経費を除き、経常的経費である維持管理費及び間接的管理費を基に<u>して</u>、次の算式により算定<u>する</u>。</p> $\text{使用料(1時間あたり)} = \frac{\text{①維持管理費} + \text{②間接的管理費}}{\text{年間最大利用時間 (h)} \times \text{施設の性質別負担割合 (\%)}}$	<p>(新設・変更後1年に満たない施設であっても算出できるものについては見直しの対象とする。)</p>

受益者負担の見直しに関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行	備考																
<p>○維持管理費（直接管理費）…施設の運営及び維持管理のために直接必要となる経費</p> <table border="1" data-bbox="210 338 1255 1087"> <tr> <td>a 人件費</td> <td>施設の維持管理や使用申請の受付・許可等貸出業務にかかる職員等の人件費 <u>(人件費は担当している一般職又は会計年度任用職員の平均時間単価で算出するものとする。)</u></td> </tr> <tr> <td>b 施設の光熱水費</td> <td><u>電気料、水道料、燃料費等</u> <u>(施設使用料とは別に照明設備及び冷暖房設備使用料を算定する場合は、その算定基礎となる光熱費を除く)</u></td> </tr> <tr> <td>c 消耗品費</td> <td><u>施設の運営や維持管理に必要な消耗品費</u></td> </tr> <tr> <td>d 印刷製本費</td> <td><u>施設のパンフレット、利用申請書等</u></td> </tr> <tr> <td>e 修繕費</td> <td>施設や設備が老朽化した場合に、<u>維持管理又は現状回復にかかる費用</u> <u>(節11-細節13 修繕費(施設等)資産外」の科目において支出をするもの)</u> <u>(施設自体を延命するような修繕を除く)</u></td> </tr> <tr> <td>f 役務費</td> <td><u>通信運搬費、保険料等</u></td> </tr> <tr> <td>g 委託料</td> <td><u>施設の清掃、警備、機械設備の保守委託料等</u></td> </tr> <tr> <td>h 原材料費</td> <td><u>施設維持管理のための原材料費</u></td> </tr> </table>	a 人件費	施設の維持管理や使用申請の受付・許可等貸出業務にかかる職員等の人件費 <u>(人件費は担当している一般職又は会計年度任用職員の平均時間単価で算出するものとする。)</u>	b 施設の光熱水費	<u>電気料、水道料、燃料費等</u> <u>(施設使用料とは別に照明設備及び冷暖房設備使用料を算定する場合は、その算定基礎となる光熱費を除く)</u>	c 消耗品費	<u>施設の運営や維持管理に必要な消耗品費</u>	d 印刷製本費	<u>施設のパンフレット、利用申請書等</u>	e 修繕費	施設や設備が老朽化した場合に、 <u>維持管理又は現状回復にかかる費用</u> <u>(節11-細節13 修繕費(施設等)資産外」の科目において支出をするもの)</u> <u>(施設自体を延命するような修繕を除く)</u>	f 役務費	<u>通信運搬費、保険料等</u>	g 委託料	<u>施設の清掃、警備、機械設備の保守委託料等</u>	h 原材料費	<u>施設維持管理のための原材料費</u>	<p>① 維持管理費（直接管理費） 施設の運営及び維持管理のため直接必要となる経費で、 ア 人件費 <u>(施設の維持管理や使用申請の受付・許可等貸し出し業務にかかる職員等の人件費に限る)</u> イ 施設の光熱水費 ウ 消耗品費 エ 印刷製本費 <u>(パンフレット、利用申請書等)</u> オ 修繕費 <u>(施設や設備が老朽化した場合、以前と同様の機能を維持するための補修にかかる費用)</u> ※施設自体を延命するような大規模修繕は除く カ <u>通信運搬費</u> キ <u>保険料</u> ク <u>委託料(機器保守、清掃、警備、機械設備の保守点検など)</u> ケ 原材料費等 を算出する。 なお、人件費は一般職の平均時間単価で算出するが、<u>従事する職員が一般非常勤職員や臨時的非常勤職員であることが明らかな場合には、時間単価を一般非常勤職員2,000円、臨時的非常勤職員1,000円で算出する。</u></p> <p>② 間接的管理費 <u>維持管理費の人件費を一般非常勤職員又は臨時的非常勤職員のみで算出した場合において、市職員による施設の管理運営に間接的に必要となる事務的経費を算出するもので、非常勤職員等雇用の際の管理監督業務や保守点検委託等の契約事務などに要する職員の人件費相当額を加算する。ただし、維持管理費に一般職の人件費が算出されている場合には加算しない。</u></p> <p>※使用料に関する特記事項 ア <u>照明施設等の使用料を算定する場合の維持管理費のうち、電気料金等については、年間最大利用時間分で算出する。</u> イ 複合施設の施設使用料において、<u>貸し出し</u>区域以外の部分がある場合は、施設全体に係る経費から当該部分に係る経費を、面積按分や使用量按分等によって控除し、経費を算出する。 ウ <u>見直しによる料金の増減率が10%未満の場合は、料金の年次変動を限定的にするため、原則として現行の料金に据え置くものとする。</u> エ 算定した料金が100円未満となる<u>場合</u>については、原則100円とする。</p>	<p>・平均単価については、算定シートに記載する。 職員 3,715円 会計年度任用職員 1,246円</p> <p>・別途照明施設や冷暖房設備使用料を算定する場合に維持管理費から当該光熱費を除くことを追加</p> <p>・冷暖房料金の規定の明文化 ・電気料金及び冷暖房料金を施設料金に含む施設の区分</p> <p>5 「激変緩和措置」内に記載</p>
a 人件費	施設の維持管理や使用申請の受付・許可等貸出業務にかかる職員等の人件費 <u>(人件費は担当している一般職又は会計年度任用職員の平均時間単価で算出するものとする。)</u>																	
b 施設の光熱水費	<u>電気料、水道料、燃料費等</u> <u>(施設使用料とは別に照明設備及び冷暖房設備使用料を算定する場合は、その算定基礎となる光熱費を除く)</u>																	
c 消耗品費	<u>施設の運営や維持管理に必要な消耗品費</u>																	
d 印刷製本費	<u>施設のパンフレット、利用申請書等</u>																	
e 修繕費	施設や設備が老朽化した場合に、 <u>維持管理又は現状回復にかかる費用</u> <u>(節11-細節13 修繕費(施設等)資産外」の科目において支出をするもの)</u> <u>(施設自体を延命するような修繕を除く)</u>																	
f 役務費	<u>通信運搬費、保険料等</u>																	
g 委託料	<u>施設の清掃、警備、機械設備の保守委託料等</u>																	
h 原材料費	<u>施設維持管理のための原材料費</u>																	
<p>【使用料に関する特記事項】 ア <u>ナイター施設等の照明設備や大規模体育施設の冷暖房設備等、利用する時間帯や季節、施設の利用方法等によってその使用状況が異なり、設備使用料を本来の施設使用料に含むことで利用者間の不均衡が生じ得る設備については、必要な費用の負担を施設使用料とは別で「設備使用料」として設定し、利用者に求めることができるものとします。</u> イ 複合施設の施設使用料において、<u>貸出</u>区域以外の部分がある場合は、施設全体に係る経費から当該部分に係る経費を、面積按分や使用量按分等によって控除し、経費を算出します。 ウ 算定した料金が100円未満となる<u>使用料</u>については、原則100円とします。</p>	<p>※使用料に関する特記事項 ア <u>照明施設等の使用料を算定する場合の維持管理費のうち、電気料金等については、年間最大利用時間分で算出する。</u> イ 複合施設の施設使用料において、<u>貸し出し</u>区域以外の部分がある場合は、施設全体に係る経費から当該部分に係る経費を、面積按分や使用量按分等によって控除し、経費を算出する。 ウ <u>見直しによる料金の増減率が10%未満の場合は、料金の年次変動を限定的にするため、原則として現行の料金に据え置くものとする。</u> エ 算定した料金が100円未満となる<u>場合</u>については、原則100円とする。</p>																	

受益者負担の見直しに関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行	備考				
<p>(2) 手数料 手数料は、次の算式により算定<u>します</u>。</p> $\text{手数料} = (\text{①人的経費} + \text{②物件費}) \div \text{年間の処理件数}$ <table border="1" data-bbox="240 499 1234 1031"> <tr> <td data-bbox="240 499 418 764">① 人件費</td> <td data-bbox="418 499 1234 764"> 年間の処理件数×1件あたりの処理時間(※1)×従事職員の時間単価(※2) ※1 処理時間…<u>下記a～dの業務に係る合計時間数</u> a 受付(受付、審査等) c 処理(電算入力、証明書作成等) b 調査(調査、照会等) d 交付(通知、交付、手数料受領等) ※2 時間単価…4(1) <u>維持管理費「a 人件費」</u>のとおり </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 764 418 1031">② 物件費</td> <td data-bbox="418 764 1234 1031"> 証明書等の発行に必要な<u>下記a～eの合計額</u> a 用紙代その他の消耗品費 b 印刷製本費 c 電算システムに関連する委託料 d 機器のリース等 e 購入した機器等に係る減価償却費相当額 </td> </tr> </table> <p>(3) その他の収入 その他の収入については、それぞれの内容・性質に基づき負担額を算定<u>します</u>。</p> <p>(3)-1 照明設備・冷暖房設備使用料 照明設備・冷暖房設備使用料については、次の算式により算定します。</p> $\text{照明設備使用料} = \text{①照明設備の平均出力で算出した1時間あたりの光熱費} \times \text{設備の性質別負担割合}$ $\text{冷暖房設備使用料} = \text{①冷暖房設備の平均出力で算出した1時間あたりの光熱費} \times \text{設備の性質別負担割合}$ <p>(3)-2 附属設備使用料 附属設備の使用料については、次の算式により算定します。</p> $\text{附属設備使用料} = (\text{①設備購入費} \div \text{②耐用年数} + \text{③人件費}) \div \text{年間最大使用回数} \times \text{附属設備の性質別負担割合}$ <p>※なお、附属設備使用時に必要な電気料については、施設維持管理費において算入済みとなっていることから加算をしないこととします。</p> <p>(3)-3 講座受講料 講座受講料については、次の算式により算定<u>します</u>。</p>	① 人件費	年間の処理件数×1件あたりの処理時間(※1)×従事職員の時間単価(※2) ※1 処理時間… <u>下記a～dの業務に係る合計時間数</u> a 受付(受付、審査等) c 処理(電算入力、証明書作成等) b 調査(調査、照会等) d 交付(通知、交付、手数料受領等) ※2 時間単価…4(1) <u>維持管理費「a 人件費」</u> のとおり	② 物件費	証明書等の発行に必要な <u>下記a～eの合計額</u> a 用紙代その他の消耗品費 b 印刷製本費 c 電算システムに関連する委託料 d 機器のリース等 e 購入した機器等に係る減価償却費相当額	<p>(2) 手数料 手数料は、次の算式により算定<u>する</u>。</p> $\text{手数料} = (\text{①人的経費} + \text{②物件費}) \div \text{年間の処理件数}$ <p>① 人件費 年間の処理件数×1件あたりの処理時間×従事職員の時間単価 ※ 処理時間は、<u>受付(受付、審査等)、調査(調査、照会等)、処理(電算入力、証明書作成等)、交付(通知、交付、手数料受領等)の業務に係る時間を合算したものと</u>する。 ※ 時間単価は、<u>4(1) ①「ア 人件費」</u>のとおり。</p> <p>② 物件費 証明書等の発行に必要な用紙代その他の消耗品費、<u>印刷製本費、電算システムに関連する委託料や機器のリース等又は購入した機器等に係る減価償却費相当額などの合計</u>とする。</p> <p>(3) その他の収入 その他の収入については、<u>使用料及び手数料と同様に経費計算を行い、それぞれの内容・性質に基づき負担額を算定する</u>。</p> <p>講座受講料については、次の算式により算定<u>する</u>。</p>	<p>・照明設備、冷暖房設備使用料の計算方法を追加</p> <p>・附属設備使用料の計算方法を追加</p> <p>・電気料金の二重計上を避けるため、注意事項を追加</p>
① 人件費	年間の処理件数×1件あたりの処理時間(※1)×従事職員の時間単価(※2) ※1 処理時間… <u>下記a～dの業務に係る合計時間数</u> a 受付(受付、審査等) c 処理(電算入力、証明書作成等) b 調査(調査、照会等) d 交付(通知、交付、手数料受領等) ※2 時間単価…4(1) <u>維持管理費「a 人件費」</u> のとおり					
② 物件費	証明書等の発行に必要な <u>下記a～eの合計額</u> a 用紙代その他の消耗品費 b 印刷製本費 c 電算システムに関連する委託料 d 機器のリース等 e 購入した機器等に係る減価償却費相当額					

受益者負担の見直しに関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行	備考								
<p>講座受講料＝（①講師派遣費＋②人件費＋③物件費＋④施設使用料相当額） ÷講座定員（人）×講座の性質別負担割合</p> <table border="1" data-bbox="278 426 1237 653"> <tr> <td>①講師派遣費</td> <td>講師への謝金又は講師派遣委託料</td> </tr> <tr> <td>②人件費</td> <td>講座開設、募集、受講料徴収に係る人件費 ※1講座あたりの従事時間×従事職員の時間単価</td> </tr> <tr> <td>③物件費</td> <td>講座開設に必要な消耗品費、印刷製本費、機器使用料</td> </tr> <tr> <td>④施設使用料</td> <td>使用料の原価計算に準じた1講座あたりの施設使用料</td> </tr> </table> <p><u>※なお、全額自己負担すべき材料費及び傷害保険料については、別途受講者が負担するものとします。</u></p> <p>5 激変緩和措置</p> <p><u>使用料又は手数料等については、本方針に沿って算定した金額を受益者に負担していただくのが本来の考え方ですが、算定の結果が現行料金を大幅に上回った場合は、利用者の負担が過度にならないよう激変緩和措置として現行額の150%を上限額とし、今後の定期的な見直しにより段階的に適正な負担額に近づけることとします。</u></p> <p><u>なお、本方針に従って見直しを実施し、算出した料金と現行料金の乖離幅が10%未満の場合は、コストの年次変動を考慮し、現行の料金に据え置くものとします。</u></p> <p>6 使用料の減額及び免除</p> <p>減額及び免除制度は、特例的な措置であり、受益者負担の原則を徹底するため、<u>社会政策的な配慮を要するものや真に止むを得ないものとして合理性のある場合に限定し運用するものとします。</u></p> <p>減額又は免除措置は、原則として利用者からの申請に基づき実施するものとし、所定の方法により確認することとします。<u>なお、</u>利用者がこれに従わず、減額又は免除の基準を満たしているか確認できない場合は、適用しないものとします。</p> <p>7 その他考慮すべき事項</p> <p>(1) 近隣市町や民間との均衡</p> <p>周辺市町の類似施設の料金と著しい格差が生じる場合には、それらを考慮して調整を行う<u>ことができるものとします。</u>また、民間に類似施設が存在する場合も同様とします。</p> <p>(2) 市外利用者への対応</p> <p>受益者負担は一部公費が投入されており、市民が広く負担している状況を考慮し、負担をしていない市外の人々が施設を利用する場合には、市内利用者の2倍の使用料とする<u>ことができるものとします。</u></p>	①講師派遣費	講師への謝金又は講師派遣委託料	②人件費	講座開設、募集、受講料徴収に係る人件費 ※1講座あたりの従事時間×従事職員の時間単価	③物件費	講座開設に必要な消耗品費、印刷製本費、機器使用料	④施設使用料	使用料の原価計算に準じた1講座あたりの施設使用料	<p>講座受講料＝（①講師派遣費＋②人件費＋③物件費＋④施設使用料相当額） ÷講座定員（人）×講座の性質別負担割合</p> <p><u>なお、全額自己負担すべき材料費及び傷害保険料については経費から除く。</u></p> <p>① 講師派遣費 <u>講座実施の際の</u>講師への謝金又は講師派遣委託料</p> <p>② 人件費 講座開設、募集、受講料徴収に係る人件費<u>を算出する。</u> ※1講座あたりの従事時間×従事職員の時間単価</p> <p>③ 物件費 講座開設に必要な消耗品費、印刷製本費 <u>(パンフレットなど)、パソコンなどの機器</u>使用料</p> <p>④ 施設使用料<u>相当額</u> 使用料の原価計算に準じて1講座あたりの施設使用料<u>を算出する。</u></p> <p>5 激変緩和措置</p> <p><u>改定にあたっては、受益者の負担割合を100%にすることを原則とする。しかし、大幅な負担の増加は市民生活へ多大な影響を及ぼすことを配慮し、改定率は上限を150%とし、今後の定期的な見直しにより段階的に適正な負担額に近づけることとする。</u></p> <p>6 使用料の減額及び免除</p> <p>減額及び免除制度<u>については</u>、特例的な措置であり、受益者負担の原則を徹底するため、真に止むを得ないものとして合理性のある場合に限定し運用するものと<u>する。</u></p> <p>減額又は免除措置は、原則として利用者からの申請に基づき実施するものとし、所定の方法により確認することと<u>する。</u>利用者がこれに従わず、減額又は免除の基準を満たしているか確認できない場合は、適用しないものと<u>する。</u></p> <p>7 その他考慮すべき事項</p> <p>(1) 近隣市町や民間との均衡</p> <p>周辺市町の類似施設の料金と著しい格差が生じる場合には、それらを考慮して調整を行う<u>ものとする。</u>また、民間に類似施設が存在する場合も同様と<u>する。</u></p> <p>(2) 市外利用者への対応</p> <p>受益者負担は一部公費が投入されており、市民が広く負担している状況を考慮し、負担をしていない市外の人々が施設を利用する場合には、市内利用者の2倍の使用料とする<u>。</u></p>	<p>・下限設定は必要（下限設定をすることで、市民に必要以上の負担を強いることとなり得るため設定しない。）</p> <p>・減免の考え方に「社会政策的配慮を有するもの」を追加</p>
①講師派遣費	講師への謝金又は講師派遣委託料									
②人件費	講座開設、募集、受講料徴収に係る人件費 ※1講座あたりの従事時間×従事職員の時間単価									
③物件費	講座開設に必要な消耗品費、印刷製本費、機器使用料									
④施設使用料	使用料の原価計算に準じた1講座あたりの施設使用料									

受益者負担の見直しに関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>(3) 大人・子どもの区分を設定する場合 施設の設置目的や利用者の状況を考慮し、大人・子どもの区分を設定する場合<u>には、</u> 子どもの料金は大人の2分の1の額と<u>することができるものとします。</u></p> <p>(4) 営利の区分を設定する場合 営利目的で使用する場合、また入場料を徴収する場合については、施設ごとに増額の 規定を設けることができるものと<u>します。</u></p> <p>(5) 曜日・時間帯別料金に差を設定する場合 曜日や時間帯により料金設定に差を設定する場合は、利用頻度や施設管理上の負担、 施設の設置目的や性質を考慮し、<u>それぞれの施設ごとに設定することができるものと</u> <u>します。</u></p> <p>(6) 類似施設使用料の調整 使用料については、当該施設や設備の維持管理や運営に要する費用から算出している ため、類似施設であっても算定料金はそれぞれ異なります。それらの不均衡を解消し、 利便性を図ることを目的に、同一用途である施設については統一した料金を設定するこ とができるものとします。</p> <p>(7) 端数処理 料金の10円未満の端数処理については、切り捨て10円単位で整理<u>します。</u> ただし、上記7(1)「近隣市町や民間との均衡」を考慮する場合を除く。</p> <p>8 見直しの時期 <u>令和6(2024)年</u>4月1日から適用 (<u>令和5(2023)年</u>12月議会で条例改正予定)</p> <p>9 今後の予定 <u>(1)令和5(2023)年6月</u> 「<u>令和5(2023)年度第1回行政改革推進委員会</u>」にて「<u>受益者負担に関する見直し(案)</u>」 の審議 <u>(2)令和5(2023)年9月</u> 「<u>令和5(2023)年度第2回行政改革推進委員会</u>」にて「<u>受益者負担に関する見直し</u> (案)」の決定 <u>(3)令和5(2023)年12月</u> 関係条例の上程 <u>(4)令和6(2024)年1月</u> 広報紙への掲載 (<u>令和6(2024)年</u>1月号)、市ホームページへの掲載、各施設での料 金改定の周知 <u>(5)令和6(2024)年3月</u> 広報紙への掲載 (<u>令和6(2024)年</u>3月号)</p>	<p>(3) 大人・子どもの区分を設定する場合 施設の設置目的や利用者の状況を考慮し、大人・子どもの区分を設定する場合<u>は</u>子ど もの料金は大人の2分の1の額と<u>する。</u></p> <p>(4) 営利の区分を設定する場合 営利目的で使用する場合、また入場料を徴収する場合については、施設ごとに増額の 規定を設けることができるものと<u>する。</u></p> <p>(5) 曜日・時間帯別料金に差を設定する場合 曜日や時間帯により料金設定に差を設定する場合は、利用頻度や施設管理上の負担、 施設の設置目的や性質を考慮しそれぞれの施設ごとに設定することができるものと<u>す</u> <u>る。</u></p> <p>(6) 端数処理 料金の10円未満の端数処理については、切り捨て10円単位で整理<u>する。</u> ただし、上記7(1)による均衡を考慮する場合を除く。</p> <p>8 見直しの時期 <u>令和2年</u>4月1日から適用と<u>する。</u> (<u>令和元年</u>12月議会で条例改正 予定)</p> <p>9 今後の予定 <u>令和元年</u>9月 「<u>令和元年</u>第2回行政改革推進委員会」にて「<u>受益者負担に関する見直し(案)</u>」の 決定 <u>令和元年</u>12月 関係条例の上程 <u>令和2年</u>1月 広報紙への掲載 (<u>令和2年</u>1月<u>1日</u>号) <u>をはじめ</u>、市ホームページへの掲載<u>や</u>、各施 設で料金改定の周知 <u>令和2年</u>3月 広報紙への掲載 (<u>令和2年</u>3月<u>1日</u>号)</p>	<p>・類似施設の料金統一の考え方を追加</p>

受益者負担の見直しに関する基本方針 新旧対照表

改正案			現行			備考
別表 使用料等に係る性質別負担割合			別表 使用料に係る性質別負担割合			<ul style="list-style-type: none"> ・負担割合の再検討 ・講座受講料負担割合の追加 ・手数料、附属設備使用料の追加 ・実費負担とする使用料について分類を分ける。
分類	負担割合	施設名	分類	負担割合	施設名	
利用者を限定できないサービス 行政が行うべきサービス	0%	道路、公園など	利用者を限定できないサービス 行政が行うべきサービス	0%	道路、公園など	
選択性のあるサービス (民間でも提供できるが) 行政が関与すべきサービス	50%	<p>小中学校(運動場・体育館・武道場)、明越会館、旭グラウンド、きたよしグラウンド、老人憩いの家、緑と花のセンター(研修室・調理加工室)、三好公園屋外体育施設(陸上競技場・野球場・弓道場)、三好丘公園(多目的広場)、三好丘桜公園(多目的広場)、黒笹公園(多目的広場)、総合体育館(アリーナ・剣道場・柔道場・卓球場・ランニングコース・会議室)、保田ヶ池センター、三好池カヌーセンター、コミュニティ広場(多目的広場)、サンライブ、にぎわいプラザ、ゲートボール・グラウンドゴルフ場、<u>太陽の広場、おかよし交流センター</u></p> <p>【講座受講料】 学習のきっかけづくりとなる講座(初級講座)</p>	50%	<p>明越会館、旭グラウンド、きたよしグラウンド、老人憩いの家、緑と花のセンター(研修室・調理加工室)、三好公園屋外体育施設(陸上競技場・野球場・弓道場)、三好丘公園(多目的広場)、三好丘桜公園(多目的広場)、黒笹公園(多目的広場)、総合体育館(アリーナ・剣道場・柔道場・卓球場・ランニングコース・会議室)、保田ヶ池センター、三好池カヌーセンター、コミュニティ広場(多目的広場)、サンライブ、にぎわいプラザ、ゲートボール・グラウンドゴルフ場</p>		
選択性の高いサービス 民間と競合性のあるサービス	100%	<p>緑と花のセンター(ふれあい農園・バーベキュー施設・ふれあい広場)、総合体育館(トレーニング室)、三好公園(テニスコート)、三好丘公園(テニスコート)、三好丘桜公園(テニスコート)、コミュニティ広場(テニスコート)、やすらぎ霊園、<u>勤労文化会館</u></p> <p>【講座受講料】 趣味など自分への投資的な講座(中級・上級講座)</p>	100%	<p>緑と花のセンター(ふれあい農園・バーベキュー施設・ふれあい広場)、総合体育館(トレーニング室)、三好公園(テニスコート)、三好丘公園(テニスコート)、三好丘桜公園(テニスコート)、コミュニティ広場(テニスコート)、<u>小中学校(運動場・体育館・武道場、やすらぎ霊園)</u></p> <p>【照明施設】 <u>三好公園(テニスコート)、コミュニティ広場(テニスコート)</u></p>		
手数料、照明施設、冷暖房施設使用料、附属設備使用料 (上記に関わらず、実費相当額を負担していただくサービス)	100%	<p>【手数料】 全ての手数料</p> <p>【照明施設】 旭グラウンド、三好公園屋外体育施設(陸上競技場・野球場、テニスコート)、黒笹公園(多目的広場)、コミュニティ広場(多目的広場、テニスコート)</p> <p>【冷暖房施設】 総合体育館(アリーナ・剣道場・柔道場)、小中学校体育館</p> <p>【附属設備使用料】 全ての附属設備使用料</p>	<p>選択的サービスとは、人によって必要性が異なるサービス</p>			

前回(令和元～4年度)から今回(令和5年度)の主な見直し内容

令和4(2022)年度 第3回行政改革
推進委員会資料 (R5. 2. 24)

資料1-6

方針No.	見直し事項	内容		
		前回見直し(令和元年度～令和4年度)	今回見直し(令和5年度)	
3(2)	対象とする受益者負担について (指定管理者制度導入施設)	見直し対象外	新たに見直し対象とする。 (ただし、見直しについては、指定管理者選定年度(5年ごと)の前年度に施設担当課で実施する。)	
3(2)	対象とする受益者負担について (1年経過前施設の取扱い)	前回の見直し後に料金を新設し、過去1年の経費の算出ができないものは見直し対象外とする。	新設又は見直しから1年経過していなくても、経費の算出ができるものについては見直しの対象とする。	
4(1) 4(3)	空調設備、冷暖房設備使用料について	方針内に記載なし	方針内に新たに明記する。(定義付け、算定方法)	
4(3)	附属設備使用料について	方針内に記載なし	方針内に新たに明記する。(算定方法)	
7(6)	類似施設使用料の調整	方針内に記載なし	方針内に新たに明記する。(定義付け)	
別表	使用料等に係る 性質別負担割合	小中学校(運動場・体育館・武道場)	負担割合 100%	性質から勘案し、他の運動施設と同じ負担割合(50%)とする。
		総合体育館アリーナ 照明施設(R4.7 変更)	照明設備使用料を単独で設定	照明設備使用料を施設使用料に含む形に変更 (令和4年度見直しにおいて照明料単価が安くなったことに伴い、事務の効率化を図るため変更)
		総合体育館卓球場 冷暖房施設(R4.7 新設)	冷暖房設備使用料を単独で設定	冷暖房設備使用料を施設使用料に含む形に変更 (現在の設備の稼働状況を勘案し、変更)
		手数料、附属設備使用料、講座受講料	方針別表内に記載なし	方針別表内に新たに記載する。(負担割合)

施設使用料調査票

令和4(2022)年度 第3回行政改革
推進委員会資料(R5.2.24)

別添資料

施設名											課名	
料金名											担当者名	
料金設定根拠条例											現行料金 設定年月	
歳入予算科目	款		項		目						R5歳入予算計上額	

《コスト計算表》

※0=様式1-3「コスト合計」

使用区分名	A	B	C				D			D'	E				F	G	H	I	J			J'	
	区分ごとの面積 (㎡)	現行料金 (円)	年間開館日数 (日)				最大利用収入額(各年) (B×C) (円)			最大利用収入額 (B×C) (円)	収入実績 (円)				原価(0×A/A2の合計) (円)	施設性質別負担率 (%)	受益者が負担すべき額(F×G) (円)	受益者負担充足率(D/H)	利用率(E/D')			利用率(E/D)	
			R2	R3	R4	平均	R2	R3	R4		R2	R3	R4	平均					R2	R3	R4	平均	
①																							
②																							
③																							
④																							
⑤																							
⑥																							
⑦																							
⑧																							
⑨																							
⑩																							
⑪																							
⑫																							
⑬																							
⑭																							
⑮																							
合計	A2⇒	0.00					0	0	0	0	0	0	0	0			0						

【参考】 R4実績と「J' 利用率の平均」を比較してR4実績が下回っている場合は、その理由と利用率を上げる方法を具体的に記入してください。

(様式 1)②

(1) 維持管理費

①施設の運営及び維持管理にかかる費用

対象となる経費	施設の光熱水費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、役務費、委託料、原材料費	※「施設に維持管理に必要な経費」に限る
対象外	土地の取得費、借地料、建物の建設費、施設の耐用年数を延ばすような大規模改修に係る費用	

※有料貸出部分と無料で利用できる部分を併せ持つ施設(有料多目的広場を有する公園、貸し部屋と支所機能を併せ持つカリヨンハウス等)については、貸出部分と施設に附属する専用部分に係る経費は含める。それ以外の部分にかかる経費は除く。

節	細節	用途	R2金額	R3金額	R4金額	備考(内容・按分等算出根拠・計算式)
合 計			0 円	0 円	0 円	
維持管理費(3年平均)			K		0 円	

②人件費 ※施設の維持管理や使用申請の受付・許可等、施設の貸出業務にかかる職員等の人件費

区分	R2					R3									
	人数(ア)	従事時間(イ)	人件費	時間単価(1時間あたり)	備考	人数(ア)	従事時間(イ)	人件費	時間単価(1時間あたり)	備考					
正職員				3,355 円	1時間あたり3,355円で積算				3,715 円	1時間あたり3,715円で積算					
会計年度任用職員				1,184 円	1時間あたり1,184円で積算				1,246 円	1時間あたり1,246円で積算					
その他				0 円	1時間あたり0円で積算				0 円	1時間あたり0円で積算					
合 計			0 円					0 円							
区分	R4					※正職員の時間単価については、各年度の事務事業目的評価表作成の際の時間単価を使用する。									
人数(ア)	従事時間(イ)	人件費	時間単価(1時間あたり)	備考											
正職員				4,075 円	1時間あたり4,075円で積算										
会計年度任用職員				1,308 円	1時間あたり1,308円で積算										
その他				0 円	1時間あたり0円で積算										
合 計			0 円												
人件費(3年平均)			L		0										

(様式 1)③

【参考】

コスト合計(3年平均) N	N=K(3年平均の維持管理費)+L(3年平均の人件費)	0円	R2コスト	R3コスト	R4コスト	M 増加率(R4コスト/3年平均コスト)
			0円	0円	0円	

(3) 経費削減の方策 ※「M 増加率 (R4コスト/3年平均コスト)」が30%を超える場合、コストが増加した要因、今後の経費削減方法及び具体的な削減額を記入)

30%を超えた場合に記入

(4) 使用料の減額及び免除の状況 ※減額及び免除を行う具体的な理由、対象者、減免額、計算式等を記入(「市長が特に認める場合」などの規定がある場合は、具体的に記入してください。)

(様式 1)④

(5) 料金改定案

使用区分名	現行料金	充足率I	改定率(H/D)	改定率(上限150%)	計算料金	改定案	改定率案
①					0円		
②					0円		
③					0円		
④					0円		
⑤					0円		
⑥					0円		
⑦					0円		
⑧					0円		
⑨					0円		
⑩					0円		

他市町の状況（尾三地区又は西三河地区）

〇〇市	金額	備考	〇〇市	金額	備考



【参考】（(5) 料金改定案の「計算料金」と「改定案」が相違する場合における担当課の考え方） ※行政改革推進委員会で説明するため、できる限り詳細に理由を記入してください。
 他の多目的施設（三好丘公園多目的広場、三好丘桜公園多目的広場）と類似施設であるため、同一料金とするため、現行料金を据え置く。

(6) 各種設定状況

区分	考慮の有無		内容
	考慮していない	改定希望の有無	
① 近隣市町や民間の均衡	考慮していない	現状	
	改正を希望しない	改正案 改正理由	
② 市民・市民以外の区分設定	考慮していない	現状	
	改正を希望しない	改正案 改正理由	
③ 大人・子どもの区分設定	考慮していない	現状	
	改正を希望しない	改正案 改正理由	
④ 営利・非営利の区分設定	考慮していない	現状	
	改正を希望しない	改正案 改正理由	
⑤ 曜日・時間帯の区分設定	考慮していない	現状	
	改正を希望しない	改正案 改正理由	
⑥ 類似施設使用料の調整	考慮していない	現状	
	改正を希望しない	改正案 改正理由	
⑦ その他の区分設定	考慮していない	現状	
	改正を希望しない	改正案 改正理由	

(様式 1)①

施設使用料調査票

記入例

施設名	黒笹公園屋外施設					課名	スポーツ課
料金名	三好公園屋内施設使用料					担当者名	三好 太郎
料金設定根拠条例	みよし市都市公園条例					現行料金 設定年月	R2.4.1
歳入予算科目	款	14	項	1	目	7	
						R5歳入予算計上額	350 千円

《コスト計算表》

※O=様式1-3「コスト合計」

使用区分名	A 区分ごとの 面積 (㎡)	B 現行 料金 (円)	C 年間開館日数 (日)				D 最大利用収入額(各年) (B×C) (円)			D 最大利用 収入額 (B×C) (円)	E 収入実績 (円)				F 原価(O×A /A2の合 計) (円)	G 施設 性質 別負 担率 (%)	H 受益者が 負担すべき 額(F×G) (円)	I 受益者負 担充足率 (D/H)	J 利用率 (E/D)			J' 利用率 (E/D)		
			R2	R3	R4	平均	R2	R3	R4		R2	R3	R4	平均					R2	R3	R4			
① 多目的広場	7,930.00	2,520	289	289	289	289	728,280	728,280	728,280	728,280	337,710	374,080	318,390	343,394	2,682,996	50%	1,341,498	54.2%	46.4%	51.4%	43.7%	47.1%		
②																								
③																								
④																								
⑤																								
⑥																								
⑦																								
⑧																								
⑨																								
⑩																								
⑪																								
⑫																								
⑬																								
⑭																								
⑮																								
合計	A2⇒ 7,930.00						728,280	728,280	728,280	728,280	337,710	374,080	318,390	343,394	2,682,996		1,341,498	54.2%						47.1%

【参考】 R4実績と「J' 利用率の平均」を比較してR4実績が下回っている場合は、その理由と利用率を上げる方法を具体的に記入してください。

(様式 1)②

(1) 維持管理費

①施設の運営及び維持管理にかかる費用

対象となる経費	施設の光熱水費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、役員費、委託料、原材料費	※「施設に維持管理に必要な経費」に限る
対象外	土地の取得費、借地料、建物の建設費、施設の耐用年数を延ばすような大規模改修に係る費用	

※有料貸出部分と無料で利用できる部分を併せ持つ施設(有料多目的広場を有する公園、貸し部屋と支所機能を併せ持つカリヨンハウス等)については、貸出部分と施設に附属する専用部分に係る経費は含める。それ以外の部分にかかる経費は除く。

節	細節	用途	R2金額	R3金額	R4金額	備考(内容・按分等算出根拠・計算式)
10	01	消耗品費	25,272 円	23,436 円	51,300 円	ミニサッカーゴール等
10	13	修繕費(施設等)	673,920 円	0 円	437,400 円	フェンス修繕費 R2:683,920円 R4:437,400円
11	01	通信運搬費	21,420 円	21,155 円	20,673 円	インターネット使用料(電子申請受付分) 黒笹公園利用件数/施設全体 で按分 R2:214,200円(年間利用料金)×10件/100件 R3:211,550円(年間利用料金)×10件/100件 R4:206,730円×10件/100件
12	01	維持管理等委託料	173,664 円	229,440 円	229,440 円	実績÷3施設(三好丘・三好丘桜・黒笹) R2実績:520,992円÷3 R3実績:688,320円÷3 R4実績:688,320円÷3
合 計			894,276 円	274,031 円	738,813 円	
維持管理費(3年平均)			K		635,707 円	

②人件費 ※施設の維持管理や使用申請の受付・許可等、施設の貸出業務にかかる職員等の人件費

区分	R2					R3				
	人数(ア)	従事時間(イ)	人件費	時間単価(1時間あたり)	備考	人数(ア)	従事時間(イ)	人件費	時間単価(1時間あたり)	備考
正職員	1 人	100 時間	335,500 円	3,355 円	1時間あたり3,355円で積算	1 人	100 時間	371,500 円	3,715 円	1時間あたり3,715円で積算
会計年度任用職員	3 人	408 時間	1,449,216 円	1,184 円	1時間あたり1,184円で積算	3 人	467 時間	1,745,646 円	1,246 円	1時間あたり1,246円で積算
その他				0 円	1時間あたり0円で積算				0 円	1時間あたり0円で積算
合 計			1,784,716 円					2,117,146 円		
区分	R4					※正職員の時間単価については、各年度の事務事業目的評価表作成の際の時間単価を使用する。				
	人数(ア)	従事時間(イ)	人件費	時間単価(1時間あたり)	備考					
正職員	1 人	100 時間	407,500 円	4,075 円	1時間あたり4,075円で積算					
会計年度任用職員	3 人	467 時間	1,832,508 円	1,308 円	1時間あたり1,308円で積算					
その他				0 円	1時間あたり0円で積算					
合 計			2,240,008 円							
人件費(3年平均)			L		2,047,290					

(様式 1)③

【参考】

コスト合計(3年平均) N N=K(3年平均の維持管理費)+L(3年平均の人件費)	2,682,997 円	R2コスト	R3コスト	R4コスト	M 増加率(R4コスト/3年平均コスト)
		2,678,992 円	2,391,177 円	2,978,821 円	11.0%

(3) 経費削減の方策 ※「M 増加率 (R4コスト/3年平均コスト)」が30%を超える場合、コストが増加した要因、今後の経費削減方法及び具体的な削減額を記入)

(4) 使用料の減額及び免除の状況 ※減額及び免除を行う具体的な理由、対象者、減免額、計算式等を記入(「市長が特に認める場合」などの規定がある場合は、具体的に記入してください。)

市長は、公益上その他市長が必要と認める理由がある場合は、使用者の申請により使用料の全部又は一部免除することができる。

(様式 1)④

(5) 料金改定案

使用区分名	現行料金	充足率I	改定率(H/D)	改定率(上限150%)	計算料金	改定案	改定率案
① 多目的広場(1時間あたり)	210円	54.2%	184%	150%	315円	210円	100%
②					0円		
③					0円		
④					0円		
⑤					0円		
⑥					0円		
⑦					0円		
⑧					0円		
⑨					0円		
⑩					0円		

他市町の状況(尾三地区又は西三河地区)

〇〇市	金額	備考	〇〇市	金額	備考
刈谷市	300	1時間当たり、面積10,000㎡	東郷町	200	1時間当たり、面積9,000㎡

【参考】 (5) 料金改定案の「計算料金」と「改定案」が相違する場合における担当課の考え方 ※行政改革推進委員会で説明するため、できる限り詳細に理由を記入してください。
 他の多目的施設(三好丘公園多目的広場、三好丘桜公園多目的広場)と類似施設であるため、同一料金とするため、現行料金を据え置く。

(6) 各種設定状況

区分	考慮の有無		内容
	考慮している⇒	改定希望の有無	
① 近隣市町や民間の均衡	考慮している⇒	現状	
	改正を希望する⇒	改正案 改正理由	
② 市民・市民以外の区分設定	考慮している⇒	現状	市外利用者は倍
	改正を希望する⇒	改正案 改正理由	
③ 大人・子どもの区分設定	考慮している⇒	現状	中学生以下の利用は1/2
	改正を希望する⇒	改正案 改正理由	
④ 営利・非営利の区分設定	考慮している⇒	現状	スポーツ目的で入場料徴収の利用は2倍、スポーツ外目的で入場料を徴収しない利用は4倍、スポーツ外目的入場料徴収は6倍 入場料徴収の利用は2倍
	改正を希望する⇒	改正案 改正理由	
⑤ 曜日・時間帯の区分設定	考慮している⇒	現状	
	改正を希望する⇒	改正案 改正理由	
⑥ 類似施設使用料の調整	考慮している⇒	現状	
	改正を希望する⇒	改正案 改正理由	
⑦ その他の区分設定	考慮している⇒	現状	
	改正を希望する⇒	改正案 改正理由	

手数料調査票

	課名		担当者名	
料金名				現行料金 設定月日
料金設定根拠条例				
歳入予算科目	款	項	目	R5歳入予算 計上額
				千円

※記入方法※

1. 《コスト計算表》に計上されている区分1件につき1枚のシートを作成してください。(複数の区分がある場合シートをコピーして作成)
2. 《コスト計算表》の区分及び現行料金を入力してください。
3. 区分名をドロップダウンリストから選択。(コスト計算表の「区分」を入力すると表示されます。)
4. (1)人的経費、(2)物件費を入力し、「1件あたりコスト合計」の値を「B 原価(1件あたりコスト)」に転記。
5. 「E 料金改定案」を入力し、「E 料金改定案」が「B 原価」と異なる場合は、「料金改定案の考え方」欄に理由を入力してください。

《コスト計算表》

区 分	A	B	C	D	E	他市町(尾三地区又は西三河地区)の状況 (円)		
	現行料金 (円)	原価 (1件あたりコスト) (円)	改定率 (E/A)	充足率 (E/B)	料金改定案 (円)			
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
合計	0	0			0	0	0	0

料金改定案の考え方 ※「E 料金改定案」が「B 原価」と異なる場合は、必ず理由を記入 (行政改革推進委員会において説明するため詳細に記入)

区分名	印鑑登録証明書
------------	----------------

※原価計算が以下の様式によりがたい場合は、任意の様式(A4)で作成し、提出してください。

(1) 人的経費

区分	R2		R3	
	人数	時間単価(1分あたり)	人数	時間単価(1分あたり)
正職員		55.9円		61.9円
会計年度任用職員		19.7円		20.7円
その他				
合計	0人		0人	
平均時間単価		#DIV/0!		#DIV/0!
年間処理件数				

区分	人数	時間単価(1分あたり)
正職員		67.9円
会計年度任用職員		21.7円
その他		
合計	0人	
平均時間単価		#DIV/0!
年間処理件数		
1件あたりの処理時間		

3年平均	平均時間単価 F	#DIV/0!
	年間処理件数 G	#DIV/0!
人的経費 H		#DIV/0!

(2) 物件費

節	細節	用途	R2金額 (円)	R3金額 (円)	R4金額 (円)	備考(内容・按分等算出根拠・計算式)
合計			0円	0円	0円	
3年平均 I						

1件あたりコスト合計 B = (H(平均人件費)+I(平均物件費)) ÷ G(年間処理件数)	#DIV/0!
---	---------

手数料調査票

料金名		証明、閲覧等に関する手数料		課名	市民課	担当者名	三好 太郎
料金設定根拠条例		みよし市手数料条例		現行料金 設定月日	R2.4.1		
歳入予算科目	款	14	項	2	目	1	R5歳入予算 計上額
							140 千円

※記入方法※

- 《コスト計算表》に計上されている区分1件につき1枚のシートを作成してください。(複数の区分がある場合シートをコピーして作成)
- 《コスト計算表》の区分及び現行料金を入力してください。
- 区分名をドロップダウンリストから選択。(コスト計算表の「区分」を入力すると表示されます。)
- (1)人的経費、(2)物件費を入力し、「1件あたりコスト合計」の値を「B 原価(1件当たりコスト)」に転記。
- 「E 料金改定案」を入力し、「E 料金改定案」が「B 原価」と異なる場合は、「料金改定案の考え方」欄に理由を入力してください。

《コスト計算表》

区分	A 現行料金 (円)	B 原価 (1件当たりコスト) (円)	C 改定率 (E/A)	D 充足率 (E/B)	E 料金改定案 (円)	他市町(尾三地区又は西三河地区)の状況 (円)		
						豊田市	刈谷市	安城市
① 印鑑登録証明書	200	171	100.0%	117.0%	200	150	200	200
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
合計	200	171	100.0%	117.0%	200	150	200	200

料金改定案の考え方 ※「E 料金改定案」が「B 原価」と異なる場合は、必ず理由を記入 (行政改革推進委員会において説明するため詳細に記入) 近隣市町との均衡を考え、料金を据え置くこととする。

区分名	印鑑登録証明書
-----	---------

※原価計算が以下の様式によりがたい場合は、任意の様式(A4)で作成し、提出してください。

(1) 人的経費

区分	R2		R3	
	人数	時間単価(1分あたり)	人数	時間単価(1分あたり)
正職員	1人	55.9円	1人	61.9円
会計年度任用職員	2人	19.7円	2人	20.7円
その他				
合計	3人		3人	
平均時間単価	31.7円		34.4円	
年間処理件数	15,000件		12,000件	

区分	R4	
	人数	時間単価(1分あたり)
正職員	1人	67.9円
会計年度任用職員	2人	21.7円
その他		
合計	3人	
平均時間単価	37.1円	
年間処理件数	13,000件	
1件あたりの処理時間	4.5分	

3年平均	平均時間単価 F	34.4円
	年間処理件数 G	13,334件
人的経費 H	2,064,103円	

(2) 物件費

節	細目	用途	R2金額(円)	R3金額(円)	R4金額(円)	備考(内容・按分等算出根拠・計算式)
10	04	交付申請書	103,400円	98,815円	96,370円	申請書1枚当たり5円×年間処理件数
12	11	入力委託料	41,360円	39,526円	38,548円	年間委託料100,000円×年間処理件数/入力事務全体50,000件
12	11	システム保守料	41,360円	39,526円	38,548円	年間委託料100,000円×年間処理件数/入力事務全体50,001件
13	11	システム使用料	41,360円	39,526円	38,548円	年間委託料100,000円×年間処理件数/入力事務全体50,002件
合計			227,480円	217,393円	212,014円	
3年平均 I			218,962円			

1件あたりコスト合計 $B = (H(\text{平均人件費}) + I(\text{平均物件費})) \div G(\text{年間処理件数})$ 171円

照明設備使用料調査票

施設名											課名				
料金名											担当者名				
料金設定根拠条例											現行料金 設定年月日				
歳入予算科目	款		項		目						R5歳入予算計上額	千円			

《コスト計算表》

※0=様式1-3「コスト合計」

使用区分名	A 区分ごとの 面積 (㎡)	B 現行 料金 (円)	C 年間開館日数 (日)				D' 最大利用収入額(各年) (B×C) (円)			D 最大利用 収入額 (B×C) (円)	E 収入実績 (円)				F 原価(0×A /A2の合 計) (円)	G 施設性 質別負 担割合	H 受益者が負 担すべき額 (F×G) (円)	I 受益者負 担充足率 (D/H)	J 利用率 (E/D')			J' 利用率 (E/D)				
			R2	R3	R4	平均	R2	R3	R4		R2	R3	R4	平均					R2	R3	R4		平均			
①																										
②																										
③																										
④																										
⑤																										
⑥																										
⑦																										
⑧																										
⑨																										
⑩																										
⑪																										
⑫																										
⑬																										
⑭																										
⑮																										
合計	A2⇒	0.00					0	0	0	0	0	0	0					0								

【参考】 R4実績と「J' 利用率の平均」を比較してR4実績が下回っている場合は、その理由と利用率を上げる方法を記入してください。
具体的に記入してください。

(様式 3-1-1)②

(1) 電気料金

①基本料金 円 K

算出方法

②電力量料金 円 L

算出方法

R2
R3
R4

③その他 円 M

算出方法

コスト合計(3年平均) ○ $O=K(\text{基本料金})+L(\text{電力量料金})+M(\text{その他})$

0 円

(5) 料金改定案

	使用区分名	現行料金(円)	充足率I	改定率(H/D)	改定率(上限150%)	計算料金	改定案(円)	改定率案
①						0		
②						0		
③						0		
④						0		
⑤						0		
⑥						0		
⑦						0		
⑧						0		
⑨						0		
⑩						0		

他市町の状況(尾三地区又は西三河地区)

〇〇市	金額	備考	〇〇市	金額	備考

【参考】 (5) 料金改定案の「計算料金」と「改定案」が相違する場合における担当課の考え方)

行政改革推進委員会において説明することとなりますので、できる限り詳細に理由を記入してください。

照明設備使用料調査票

記入例

施設名											課名				
料金名											担当者名				
料金設定根拠条例											現行料金 設定年月日				
歳入予算科目	款		項		目						R5歳入予算計上額	千円			

《コスト計算表》

※0=様式1-3「コスト合計」

使用区分名	A 区分ごとの 面積 (㎡)	B 現行 料金 (円)	C 年間開館日数 (日)				D 最大利用収入額(各年) (B×C) (円)			D 最大利用 収入額 (B×C) (円)	E 収入実績 (円)				F 原価(0×A /A2の合 計) (円)	G 施設性 質別負 担割合	H 受益者が負 担すべき額 (F×G) (円)	I 受益者負 担充足率 (D/H)	J 利用率 (E/D)				J' 利用率 (E/D)	
			R2	R3	R4	平均	R2	R3	R4		R2	R3	R4	平均					R2	R3	R4	平均		
① 黒笹公園多目的広場	7,390.00	8,580	255	255	254	255	2,187,900	2,187,900	2,179,320	2,187,900	1,038,180	2,039,180	2,007,720	1,695,027	1,302,624	100%	1,302,624	167.9%	47.5%	93.2%	92.1%	77.4%		
②																								
③																								
④																								
⑤																								
⑥																								
⑦																								
⑧																								
⑨																								
⑩																								
⑪																								
⑫																								
⑬																								
⑭																								
⑮																								
合計	A2⇒	7,390.00					2,187,900	2,187,900	2,179,320	2,187,900	1,038,180	2,039,180	2,007,720	1,695,027	1,302,624		1,302,624	167.9%					77.4%	

【参考】 R4実績と「J' 利用率の平均」を比較してR4実績が下回っている場合は、その理由と利用率を上げる方法を記入してください。

具体的に記入してください。
照明料金のため、夜間利用が少なかった。昼間の利用は多いため、問題はない。

(様式 3-1-1)②

(1) 電気料金

①基本料金 円 K

算出方法
電気料単価13円/kwとして計算。基本料金はkw/h按分で計算する 60,520円/89kw = 680円
黒笹公園のスペック 48灯×1,500W=72kw/時間
72kw×680円=48,960円×12か月(1年)=587,520円

②電力量料金 円 L

算出方法
R2 72kw/時間×基本料金13円×3h×会館日数=72kw×13円×3H×255日=716,040円 R2~R3平均
R3 72kw/時間×基本料金13円×3h×会館日数=72kw×13円×3H×255日=716,040円 (716,040円+716,040円+713,232円)/3年=715,104円
R4 72kw/時間×基本料金13円×3h×会館日数=72kw×13円×3H×254日=713,232円

③その他 円 M

算出方法

コスト合計(3年平均) ○ $O=K(\text{基本料金})+L(\text{電力量料金})+M(\text{その他})$ 円

(5) 料金改定案

使用区分名	現行料金(円)	充足率I	改定率(H/D)	改定率(上限150%)	計算料金	改定案(円)	改定率案
① 黒笹公園照明量	2,680	167.9%	60%	60%	1,608	1,600	60%
②					0		
③					0		
④					0		
⑤					0		
⑥					0		
⑦					0		
⑧					0		
⑨					0		
⑩					0		

他市町の状況(尾三地区又は西三河地区)

〇〇市	金額	備考	〇〇市	金額	備考

【参考】 (5) 料金改定案の「計算料金」と「改定案」が相違する場合における担当課の考え方
行政改革推進委員会において説明することとなりますので、できる限り詳細に理由を記入してください。

(様式 3-1-2)①

冷暖房料金使用料調査票

課名		担当者名	
施設名		料金設定根拠条例	

区分	現行料金	原価コスト	改定率	料金改定案	他市町(尾三地区又は西三河地区)の状況	
					〇〇市	備考
		0	#DIV/0!			

料金改定案の考え方(料金改定案と原価コストが異なる場合に記入してください。)
行政改革推進委員会において説明することとなりますので、詳細に記入してください。

《コスト計算表》

①夏季

電気単価(kwhあたり) 円

計算方法

ガス単価(m³/h当あたり) 円

計算方法

設備	電気/ガス	消費量	単価×消費量
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
合計 A			0

(様式 3-1-2)②

②冬季

電気単価(kwhあたり) 円

計算方法

ガス単価(m³/hあたり) 円

計算方法

設備	電気/ガス		消費量	単価×消費量
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合計 B				0
平均(A+B/2)				0

冷暖房料金使用料調査票

記入例

課名		担当者名	
施設名		料金設定根拠条例	

区分	現行料金	原価コスト	改定率	料金改定案	他市町(尾三地区又は西三河地区)の状況	
					東郷町	備考
アリーナ空調(全面)	7,000	8,959	128%	8,900	7,000	面積13,000㎡、1時間あたり

料金改定案の考え方(料金改定案と原価コストが異なる場合に記入してください。)
 行政改革推進委員会において説明することとなりますので、詳細に記入してください。

《コスト計算表》

①夏季
 電気単価(kwhあたり) 円

計算方法

ガス単価(m³/h当あたり) 円

計算方法

設備	電気/ガス	消費量	単価×消費量
冷温水発生器	ガス	62.4	7,738
冷温水発生器	電気	4.2	55
冷却塔ファンモーター	電気	6.3	82
冷却水ポンプ	電気	13.9	181
冷温水ポンプ	電気	13.5	176
空調機	電気	40.8	530
合計 A			8,762

(様式 3-1-2)②

②冬季

電気単価(kwhあたり) 円

計算方法

ガス単価(m³/h当あたり) 円

計算方法

設備	電気/ガス	消費量	単価×消費量
冷温水発生器	ガス	64.6	8,398
冷温水発生器	電気	4	52
冷温水ポンプ	電気	13.5	176
空調機	電気	40.8	530
			0
			0
合計 B			9,156

平均(A+B/2)	8,959
-----------	-------

講座受講料調査票

講座名						課名	
区分						担当者名	
料金設定根拠要綱						現行料金設定年月	
歳入予算科目	款		項		目	R5歳入予算計上額	千円

※記入方法※

1. 《コスト計算表》の区分、現行料金、講座定員をそれぞれ入力してください。
2. (1)講師派遣費及び物件費、(2)人件費、(3)施設使用料相当額 をそれぞれ入力してください。
3. 算出された「コスト合計」を、《コスト計算表》の「B 原価(総コスト)」に転記。
4. 「G 料金改定案」を入力し、「F 計算料金」と相違する場合は理由を入力してください。

《コスト計算表》

区分	A 現行料金 (円)	B 原価 (総コスト) (円)	C 講座定員(人)				D 一人当たり コスト (B/C) (円)	E 性質別 負担割合	F 計算料金 (D*E) (円)	G 料金改定案 (円)	H 改定率 (H/A)	I 充足率	他市町(尾三地区又は西三河地区)の状況(円)	
			R2	R3	R4	平均							〇〇市	〇〇市
①														
②														
③														
④														
⑤														
⑥														
合計	0	0	0	0	0	0							0	0

【参考】 《コスト計算表》の「F 計算料金」と「G 料金改定案」が相違する場合における担当課の考え方) 行政改革推進委員会において説明することとなりますので、詳細に記入してください。

※原価計算が以下の様式によりがたい場合は、任意の様式(A4)で作成し、提出してください。

(1) 講師派遣費及び物件費

節	細目	用途	R2金額	R3金額	R4金額	備考(内容・按分等算出根拠・計算式)
合計			0円	0円	0円	
3年平均			J			

(2) 人件費

※職員の維持管理業務に従事している割合により算出する。

区分	R2				R3			
	人数(人)	従事時間	人件費(円)	1時間当たり単価	人数(人)	従事時間	人件費(円)	1時間当たり単価
正職員				3,355円				3,715円
会計年度任用職員				1,184円				1,246円
その他				0円				0円
合計			0円				0円	
区分	R4							
	人数(人)	従事時間	人件費(円)	1時間当たり単価				
正職員				4,075円				
会計年度任用職員				1,308円				
その他				0円				
合計			0円					
3年平均				K				

(3) 施設使用料相当額 (計算式等を記入)

※貸し館等、使用料が定められている場合は、総時間数(3年平均)×使用料で算定。

※その他の使用料が定められていない施設は、維持管理費(3年平均)を使用する部屋の平米で按分。

3年平均
L
← 手動入力

コスト合計	B = J (講師派遣費・物件費の平均) + K(人件費平均) + L(施設使用料)	0円
--------------	--	-----------

講座受講料

記入例

講座名	○○講座				課名	生涯学習推進課	
区分	受講料				担当者名	三好 太郎	
料金設定根拠要綱	○○講座要綱				現行料金設定年月	R元.12月	
歳入予算科目	款	21	項	4	目	2	R5歳入予算計上額 144 千円

※記入方法※

1. 《コスト計算表》の区分、現行料金、講座定員をそれぞれ入力してください。
2. (1)講師派遣費及び物件費、(2)人件費、(3)施設使用料相当額 をそれぞれ入力してください。
3. 算出された「コスト合計」を、《コスト計算表》の「B 原価(総コスト)」に転記。
4. 「G 料金改定案」を入力し、「F 計算料金」と相違する場合は理由を入力してください。

《コスト計算表》

区分	A 現行料金 (円)	B 原価 (総コスト) (円)	C 講座定員(人)				D 一人当たり コスト (B/C) (円)	E 性質別 負担割合	F 計算料金 (D*E) (円)	G 料金改定案 (円)	H 改定率 (H/A)	I 充足率	他市町(尾三地区又は西三河地区)の状況(円)	
			R2	R3	R4	平均							東郷町	刈谷市
① 受講料	4,000	420,433	50	50	50	50	8,409	50%	4,204	4,200	105.0%	99.9%	4,500	4,000
②														
③														
④														
⑤														
⑥														
合計	4,000	420,433	50	50	50	50	8,409						4,500	4,000

【参考】 《コスト計算表》の「F 計算料金」と「G 料金改定案」が相違する場合における担当課の考え方) 行政改革推進委員会において説明することとなりますので、詳細に記入してください。

※原価計算が以下の様式によりがたい場合は、任意の様式(A4)で作成し、提出してください。

(1) 講師派遣費および物件費

節	細目	用途	R2金額	R3金額	R4金額	備考(内容・按分等算出根拠・計算式)
07	01	講師謝礼	20,000 円	20,000 円	20,000 円	1日当たり 講師謝礼1人 2,000円×10日
10	01	消耗品費	50,000 円	80,000 円	60,000 円	教材用消耗品(はさみ、折り紙等)
10	04	印刷製本費	35,000 円	35,000 円	35,000 円	チラシ印刷費
合計			105,000 円	135,000 円	115,000 円	
3 年 平 均			J	118,333 円		

(2) 人件費

※職員の維持管理業務に従事している割合により算出する。

区分	R2				R3			
	人数(人)	従事時間	人件費(円)	1時間当たり単価	人数(人)	従事時間	人件費(円)	1時間当たり単価
正職員	2	10	67,100 円	3,355 円	2	10	74,300 円	3,715 円
会計年度任用職員	1	40	47,360 円	1,184 円	1	40	49,840 円	1,246 円
その他				0 円				0 円
合計			114,460 円				124,140 円	
区分	R4							
	人数(人)	従事時間	人件費(円)	1時間当たり単価				
正職員	2	10	81,500 円	4,075 円				
会計年度任用職員	1	40	52,320 円	1,308 円				
その他				0 円				
合計			133,820 円					
3 年 平 均			K		124,140 円			

(3) 施設使用料相当額 (計算式等を記入)

R2 サンライブ講座室13:00~17:00 900円×100回=90,000円	※貸し館等、使用料が定められている場合は、総時間数(3年平均)×使用料で算定。 ※その他の使用料が定められていない施設は、維持管理費(3年平均)を使用する部屋の平米で按分。
R3 サンライブ講座室13:00~17:00 900円×100回=90,000円	
R4 サンライブ講座室13:00~17:00 900円×100回=90,000円	
R2+R3+R4=270,000円	
3年平均 270,000円÷3年=90,000円	
3 年 平 均	L 90,000 円 ← 手動入力

コスト合計	B = J (講師派遣費・物件費の平均) + K(人件費平均) + L(施設使用料)	332,473 円
--------------	--	------------------

その他の収入

講座名						課名	
区分						担当者名	
料金設定根拠条例等						現行料金設定年月	
歳入予算科目	款		項		目		R5歳入予算計上額
							千円

※記入方法※

1. 《コスト計算表》の区分、現行料金、講座定員をそれぞれ入力。
2. (1)講師派遣費および物件費、(2)人件費、(3)施設使用料相当額をそれぞれ入力。
3. 算出された「コスト合計」を、《コスト計算表》の「B 原価(総コスト)」に転記。
4. 「G 料金改定案」を入力し、「F 計算料金」と相違する場合は理由を入力。

《コスト計算表》

区分	A 現行料金 (円)	B 原価 (総コスト) (円)	C 負担者(人)				D 一人当たり コスト (B/C) (円)	E 性質別負担割 合	F 計算料金 (D*E) (円)	G 料金改定案 (円)	H 改定率 (H/A)	I 充足率	他市町(尾三地区又は西三河地区)の状況 (円)	
			R2	R3	R4	平均							〇〇市	〇〇市
①														
②														
③														
④														
⑤														
⑥														
合計	0	0	0	0	0	0							0	0

【参考】《コスト計算表》の「F 計算料金」と「G 料金改定案」が相違する場合における担当課の考え方

行政改革推進委員会において説明することとなりますので、詳細に記入してください。

区分名	
-----	--

※原価計算が以下の様式によりがたい場合は、任意の様式(A4)で作成し、提出してください。

(1) 経費(全体)

節	細節	用途	R2金額 (円)	R3金額 (円)	R4金額 (円)	備考(内容・按分等算出根拠・計算式)
合計			0	0	0	
3年平均			J			

(2) 人件費

※職員の維持管理業務に従事している割合により算出する。

区分	R2				R3			
	人数(人)	従事時間	人件費(円)	備考	人数(人)	従事時間	人件費(円)	備考
正職員				1時間あたり3,355円で積算				1時間あたり3,715円で積算
会計年度任用職員				1時間あたり1,184円で積算				1時間あたり1,246円で積算
その他				1時間あたり0円で積算				1時間あたり0円で積算
合計			0				0	
区分	R4							
	人数(人)	従事時間	人件費(円)	備考				
正職員				1時間あたり3,339円で積算				
会計年度任用職員				1時間あたり1,215円で積算				
その他				1時間あたり0円で積算				
合計			0					
3年平均			K					

コスト合計	B = J + K	0
-------	-----------	---

その他の収入

記入例

講座名	職員駐車場料金				課名	人事課
区分	その他の収入				担当者名	三好 太郎
料金設定根拠条例等	〇〇条例				現行料金設定年月	R元.12月
歳入予算科目	款	21	項	2	目	4
					R5歳入予算計上額	3,600 千円

※記入方法※

- 《コスト計算表》の区分、現行料金、講座定員をそれぞれ入力。
- (1)講師派遣費および物件費、(2)人件費、(3)施設使用料相当額をそれぞれ入力。
- 算出された「コスト合計」を、《コスト計算表》の「B 原価(総コスト)」に転記。
- 「G 料金改定案」を入力し、「F 計算料金」と相違する場合は理由を入力。

《コスト計算表》

区分	A 現行料金 (円)	B 原価 (総コスト) (円)	C 負担者(人)				D 一人当たり コスト (B/C) (円)	E 性質別負担割 合	F 計算料金 (D*E) (円)	G 料金改定案 (円)	H 改定率 (H/A)	I 充足率	他市町(尾三地区又は西三河地区)の状況 (円)	
			R2	R3	R4	平均							東郷町	刈谷市
① 職員等駐車場利用料金	1,000	1,320,167	600	630	620	617	2,141	50%	1,070	1,000	100.0%	93.4%	1,000	1,600
② 職員等駐車場利用料金(病院)	2,000	355,183	150	180	170	167	2,131	50%	1,066	1,000	50.0%	93.8%	1,000	1,800
③														
④														
⑤														
⑥														
合計	3,000	1,675,350	750	810	790	783	2,139						2,000	3,400

【参考】《コスト計算表》の「F 計算料金」と「G 料金改定案」が相違する場合における担当課の考え方

行政改革推進委員会において説明することとなりますので、詳細に記入してください。

区分名

※原価計算が以下の様式によりがたい場合は、任意の様式(A4)で作成し、提出してください。

(1) 経費(全体)

節	細目	用途	R2金額(円)	R3金額(円)	R4金額(円)	備考(内容・按分等算出根拠・計算式)
13	01	駐車場賃借料	1,200,000	1,200,000	1,800,000	職員駐車場賃借料 100,000円×12か月 (R4は150,000円/月)
13	01	駐車場賃借料(病院分)	240,000	240,000	240,000	職員駐車場賃借料 20,000円×12か月
		合計	1,440,000	1,440,000	2,040,000	
		3年平均	J	1,640,000		

(2) 人件費

※職員の維持管理業務に従事している割合により算出する。

区分	人数(人)	従事時間	R2		備考	人数(人)	従事時間	R3		備考
			人件費(円)					人件費(円)		
正職員	1	10	33,550		1時間あたり33,550円で積算	1	10	37,150		1時間あたり3,715円で積算
会計年度任用職員					1時間あたり1,184円で積算					1時間あたり1,246円で積算
その他					1時間あたり0円で積算					1時間あたり0円で積算
合計			33,550					37,150		
区分	人数(人)	従事時間	R4		備考					
			人件費(円)							
正職員	1	10	35,350		1時間あたり35,350円で積算					
会計年度任用職員					1時間あたり1,215円で積算					
その他					1時間あたり0円で積算					
合計			35,350							
3年平均			K		35,350					

コスト合計 B = J + K 1,675,350